

第六十五回国会
衆議院
内閣委員会
議録 第十七号

昭和四十六年四月二十二日(木曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 伊能繁次郎君 理事 熊谷 義雄君

理事 佐藤 文生君 理事 坂村 吉正君

理事 塩谷 一夫君 理事 大出 俊君

理事 鈴木 康雄君

伊藤宗一郎君 加藤 陽三君

葉梨 信行君 堀田 政孝君

松本 十郎君 栗山 ひと君

山口 敏夫君 山下 徳夫君

吉田 実君 佐々木三三君

沖本 泰幸君 受田 新吉君

東中 光雄君

出席國務大臣

文部大臣 坂田 道太君

國務大臣 中曾根康弘君

出席府委員

防衛庁防衛局長 久保 卓也君

外務政務次官 竹内 黎一君

文部大臣官房長 安嶋 彌君

文部省初等中等 宮地 茂君

教育局長

委員外の出席者

外務省欧亜局長 宮沢 泰君

内閣委員会調査 室長 本田 敬信君

委員の異動

四月二十二日

辞任

阿部 文男君

笠岡 喬君

補欠選任

栗山 ひと君

山下 徳夫君

同日
補欠選任
中山 利生君
鬼木 勝利君
吉田 実君
松本 十郎君
沖本 泰幸君

同日
補欠選任
松本 十郎君
栗山 ひと君
山下 徳夫君
吉田 実君
沖本 泰幸君
鬼木 勝利君

四月二十日

旧軍人に対する恩給改善等に関する請願(中曾根康弘君紹介)(第四七五九号)

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願外二

十七件(中曾根康弘君紹介)(第四七六〇号)

同外二件(稻村利幸君紹介)(第四八六一号)

同(上村千一郎君紹介)(第四八六二号)

同外一件(佐藤守良君紹介)(第四八六三三三)

同外四件(進藤一馬君紹介)(第四八六四号)

同(菅波茂君紹介)(第四八六五号)

同外一件(松本十郎君紹介)(第四八六六号)

靖国神社の国家管理反対に関する請願外十五件

(木原実君紹介)(第四七六一号)

同(小林信一君紹介)(第四七六二二二)

岐阜県白鳥町の寒冷地手当引上げ等に関する請

願(古屋幸君紹介)(第四八六七号)

元満州拓殖公社員の恩給等通算に関する請願外

三件(渡部恒三君紹介)(第四八六八号)

岐阜県上石津町の寒冷地手当引上げ等に関する

請願(武藤嘉文君紹介)(第四九二三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提

出第二一七号)
国の防衛に関する件

○天野委員長 これより会議を開きます。

文部省設置法の一部を改正する法律案を議題と

いたします。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。大出俊君。

○大出委員 大臣に承りたいのですが、国立特殊

教育総合研究所をおつくりになる、こういうわけ

であります。ここに神奈川県横須賀市野比にお

つくりになる内容のパンフレットがございます

が、五つの機能というのがございます。特殊教

育の内容、方法を改善するため、こうあるのです

が、今日の特殊教育というものは、一体どの程度で

どうなっているのかということ、それをどう改善

しようとなされるのか、これがポイントの一

つだと思っておりますが、そこを承ってお

きたい。

○宮地政府委員 現在、特殊教育につきまして

は、先生御承知のように、盲学校、ろう学校につ

いては、戦前古くからわが国では特殊教育といえ

ば盲学校、ろう学校というように、このほ

うは、ほぼ一〇〇に近い盲ろう者についての学

校ができております。ところで、いわゆる病

弱、肢体不自由、精神といったような養護学校の

対象になります子供たちについての教育は、きわ

めて新しくございまして、養護学校制度も戦後

の制度でございます。こういうことから養

護学校は、精神を除きまして、病弱、肢体不自

由児は三千県近くの県がまだ未設置でございま

す。そういうふうに非常に不備でございまして、

このほうは政府として予算をもう少し努力する

か、いろいろ解決の方法もございしますが、さら

こいう子供に対しまして、とりわけ最近自閉症

の子供といったようなこと、これは非常に大きな

社会問題にもなっておりますが、こいう子供に

教育の機会を与えようとしたとしても、どのよ

うな教育内容、教育方法をとるべきか、こいう

障害児に対する科学的な研究が、正直に申しま

す。不十分でございます。そういう点から、特

に特殊教育研究所では、現在努力しつつござ

います。まだ未開拓な分野、それを教育心理

あるいは医学、工学、さらにはもちろん特殊教育

の面、いろいろな学問の総合的な協力関係でこ

う子供に対する適切な教育内容、方法を考えてい

たい、こいうようなことが特殊教育の研究所の

一つの大きなねらいでございます。その他もご

ざいます。一応簡単に申し上げます。その趣

旨でございます。

○大出委員 実は時間が非常に限られておりま

し、選挙をやっているさなかの委員会でもござ

いまして、成立しないのでやっているとどうい

うな状況でございます。と、それらのほ

うは、まずいのでしなくては、これは成立させ

ていただきます。と、採決ができませんから、そ

のほうはひとつお考え願いたいです。したがっ

て突っ込んだ話になります。実は厚生省にお出

けいただきます。と、大臣にそこから先を詰める

のは無理だと思っております。

私も実はドイツあるいはスウェーデン、デン

マーク等の幾つかの施設を見ておりまして、重症

心身障害児あるいは障害者を守る会などができ

るに非常に心配をいたしました。特に当時は重

度という制度しか法律的にはありませんでした。か

ら、重症がない。ところが私の住んでおる横浜の

戸塚には松風学園なんというのがございます。こ

ういうふうな形になっております。そこまです

る程度なんですから、実際は重症の方も入って

いるような形になっております。そこまです

ター、そして日本では唯一のものでございますが、世界的に見ても、このやり方次第では相当ユニークな総合研究所になり得るというふうに思っておるわけでございまして、むしろ先生の御指摘を踏まえて私共はこれを拡充していききたい。そのためにはむしろ厚生省と一体となつてやるべきである。敷地を久里浜の厚生省所管のところを拝借しました意味も、もちろん場所柄もいろいろのことでもございまして、将来行く行くは厚生省とも連絡をいたしまして、医学的な面はあちらのほうでもお考えをいただくという、これはこちらからの一つの希望ではございまして、厚生省御当局も一応はそういうものを頭に置いて考えていただいております。でございますから、この点につきましては先生方の御協力を賜わりたい、かように考えておる次第でございます。

○大出委員 もう何年も前ですけれども、皆さんの党の神奈川からお出になつた安藤覚さんが御存命の時代に、あの方の御親戚に關係の方がおるものでありますから、私と二人で神奈川県下の療養所の院長にみんなお集まりいただいた、療養所は広いのですから何とか場所の提供をしようというので全部断わられてしまったこと、こんなにも非協力的なものでございまして、こんなにも非協力的なものでございまして、しみじみ慨嘆をしたことがあるのです。いま多少変わつてきました、その時代にいろいろドイッあたりの研究成果その他を調べたりしたこともあるのですけれども、同じ重症でも母親が口に入れてやると食べるのです。ほかの者がやっただんでは絶対食べないのです。つまり生物学的なところ、心理学的なところ、純医学的なところ、母親は無意識にやっておるわけですから、お母さんならだいたいじょうぶ。そうすると施設をつくつても、お母さんが入れたがらない。なぜならば、そこは自分の子供ですから、他人のところに預けたら命がなくなるのじゃないかという本能的な心配がある。私のところに置いておけば食べる、ほかの人じゃ食べないから、ほか

の外国の例を見るとこまかく分析したのがあつた。そういう子供はこうやれば飲むとか、そこまで研究しているのです。そうすると、これは特殊教育といつても文部省だけの分野ではない。御説明のとおり、やはりそこまでワクをばけてお考えいただくので、ぜひひとつそういう点、いま御答弁いただきましたように三位一体のよう形を進めていただきたいと思います。それから時間がありませんから多く申し上げませんけれども、高崎の観音山、これは私の故郷ですけれども、ここに水上勉さんの長年の悲願であつた、言うならば身障者等のコロニーがよりやうでございまして、第一回として何人かが入り込んで、そこまで来た。これまた非常にいいわけですが、これも、実は身障者村といへば、それはそれなり運営も諸外国の例からいってありますが、そうではなくて社会復帰という段階に、実際に身障者が集まつていろいろな援助者があつて何か一つの団体をつくる、あるいは事業を起すという意味で共同出資をする。ところが、これを見てみるとほとんどどうもいかならないのです。あるいは非常に特殊な方があつて、自分の企業に入れてあげようというので集団で入る。それが新聞なんか載りましてあとどうなるかと思つて調べてみると、ほとんど途中でだめです。だからそういうことになると、つまり教育の分野では、まずどういふふうに教育するかということが必要なんですけれども、そこから先、社会復帰の段階まで含めて道筋を考えていかなければならぬと思つて、そこまで研究してあげなければならぬと思つて、こまかく申し上げておるわけですが、これは横浜の例ですけれども、身障者の浜焼き技能研究所というのがある。浜焼きは横浜の焼きものという意味です。横浜名物です。置き物だ何だというので焼くのですけれども、非常に歴史のあるものです。この身障者の方が三人ばかりで金を出し合つて技能研究所をつくつた。そこで焼きものを焼く始め

た。そして三十人収容できる建物なんですけれども、八人しか集まらない。それで八人で始めた。ところがどうしても行き詰まるわけなんです。つまり、技術を教えるやつは無料でやつてくれるわけですね。色づけなんですけれども、それを無料で教えている。つまり、身障者の方です。普通の方じゃないから、研修費を取れないわけなんです。そうすると、これはもう全くの持ち出しで、つくつたものを売るといふわけなんですけれども、それはいまの世の中です。古い特殊なものを、その片っ端から買ひわけじゃない。そういうわけです。実はこれは非常に経営難におちいつていまして、これは最近の例ですけれども、私なんかも、もう少しうまいてくれればと思つていたのですが、うまいてくれればとばうまいてくれという問題があるわけなんです。実は、横浜市なら横浜市、神奈川県なら神奈川県、国なら国、こういうところが公営でやつてくれればやりようがある。ところが、全くの個人の集団でやるとなると、普通の営業のようにならないうまいてくれようとする。だから、ほとんどこれはうまいてくれません。さでどうするかといういは段階なんです。私のおります横浜の戸塚区なんですけれども、峠工房といつて、身障者の研究施設をつくつた。いまのところは何とかうまいてくれようとして、先々また心配な時期が来やせぬかと思つていまして、社会復帰という目標にして教育をなさる、そこまではいいのですけれども、ほんとうに社会復帰できるのか。そこから先のところ、一つの道をつくらぬと、これはせつなく教育をしたことが意味をなさない、実を結ばない。だからその面も、やはり国なら国、一つの大きな指導力をお持ちになつて、使つてところは金を使ひ、これなんかも、運営費なら運営費を補助するといふことで、ある一般の企業で欠けている部分を何とかしてあげるということになれば結構。

これはこまかく申し上げておるひまがありませんので、まことにどうも残念な気がするのであります。また、いまこの關係の方々が、市なら市、県なら県で引き取つて運営をしてくれ、公営にしてくれという陳情、請願をしておりますけれども、ほんとうを言へば、実はそこまでお考えをいただけないかという気がするのであります。

○坂田国務大臣 あと局長からお答えを申し上げたいと思ひますが、私も神奈川県のろう学校を拝見させていただきました。その社会復帰の問題でございまして、神奈川県は珍しく、これは先生のほうがお詳しいと思ひますが、横浜はクリーニングが非常に発達をしているのでございまして、そういう關係からかもしませんが、あ

ろう学校の子供たちにクリーニングの職業指導をやつてゐる。これなんか成功しているといふ一つの例です。

それから私は北海道へ参りましたが、北海道では、高等学校の部門、つまり高等部の心身障害者を北海道全体で一つに集めて、そして北海道庁がかなり意欲的に取り組む、あるいは施設に對しても相当のお金を出す、あるいは先生も優秀な方をやつて職業指導をやつておられる。そこで私感心しましたのは、最近若年労働者が足りなくなつてきておる、特に単純労働というものは、一般の五体そろつた人たちはなかなかやらない、そういうことに着目をして、プロックの仕事をやらせる、あるいは何か規格された一つの箱をつくらせるとかいうようなことで、そうしてそれが現実に相当の給料をいただけてやつてゐる。そしてまた、これは全道から集めておりますけれども、その人がおのおのの地区に帰りますと一人歩きはなかなかできない、あるいは下宿はできない、こういう關係がある。そこで札幌市におきましては、そういう方々のための市営の寮みたいなものをこしらえて、そこから事業所へ行く。そして、一年、二年、三年と持つたら、一年に返るか、または担当の先生に、一年はその学校ではなくて、むしろその寮とか社会復帰に出ていった子供たちの指導を担当させる。たつた一人の先生

が、市なら市、県なら県で引き取つて運営をしてくれ、公営にしてくれという陳情、請願をしておりますけれども、ほんとうを言へば、実はそこまでお考えをいただけないかという気がするのであります。

○坂田国務大臣 あと局長からお答えを申し上げたいと思ひますが、私も神奈川県のろう学校を拝見させていただきました。その社会復帰の問題でございまして、神奈川県は珍しく、これは先生のほうがお詳しいと思ひますが、横浜はクリーニングが非常に発達をしているのでございまして、そういう關係からかもしませんが、あ

ろう学校の子供たちにクリーニングの職業指導をやつてゐる。これなんか成功しているといふ一つの例です。

それから私は北海道へ参りましたが、北海道では、高等学校の部門、つまり高等部の心身障害者を北海道全体で一つに集めて、そして北海道庁がかなり意欲的に取り組む、あるいは施設に對しても相当のお金を出す、あるいは先生も優秀な方をやつて職業指導をやつておられる。そこで私感心しましたのは、最近若年労働者が足りなくなつてきておる、特に単純労働というものは、一般の五体そろつた人たちはなかなかやらない、そういうことに着目をして、プロックの仕事をやらせる、あるいは何か規格された一つの箱をつくらせるとかいうようなことで、そうしてそれが現実に相当の給料をいただけてやつてゐる。そしてまた、これは全道から集めておりますけれども、その人がおのおのの地区に帰りますと一人歩きはなかなかできない、あるいは下宿はできない、こういう關係がある。そこで札幌市におきましては、そういう方々のための市営の寮みたいなものをこしらえて、そこから事業所へ行く。そして、一年、二年、三年と持つたら、一年に返るか、または担当の先生に、一年はその学校ではなくて、むしろその寮とか社会復帰に出ていった子供たちの指導を担当させる。たつた一人の先生

でございませうけれども、教育長におきましてそれを配当しておる、こういうあたりの方法で、やろうと思えばある程度できるなという感じがいたしました。

そういうことでございませうから、この研究所におきまして、教育の方法を見出しますと同時に、社会復帰のためにどのような職業が向いておるかということを見つづけるということ、そしてそれが今度はほんとうに一人前にその職業にいかれるかどうかというところは、また先生御指摘のとおり、ある程度国として、コローニとか何とかというやり方、あるいは準コローニ式のやり方、それにはやはりある程度お金が要ると思ひますけれども、そういうことをやることによつて、普通の人たちとともにやれるような職業を身につけさせるということは当然起つてくるのではなからうかというふうに思ひます。まだ具体的には私たちが案はございませうけれども、行く行くはそういう方向までいかなければならないというふうに考へておる次第でございませう。

○大出委員 時間がございせんのでそのくらいにいたしますが、これは一人や二人でできることではなくて、やはり各方面の方々が相当力を入れなければならぬ分野でございませうから、ぜひひとつそういう方向でお進め賜りたいと思ひます。そこで、時間がないところを恐縮ですがけれどももう一つだけ承りたいのです。それは夜間中学の問題です。ここに夜間中学校の入学募集の書いたものがありますが、これは実をいうと、もう少し宣伝をしてもらうと入る人はたくさんある。実は横浜の教育長なんか聞いてみて、やはり金の問題等がありまして、ささやかにやっているんです。だから伝へて聞いて入ってくるということなんです。それでなくて、これはやはり表街道からもう少し積極的に、教育を受けたらどうかという呼びかけのほうが必要だという気がする。ところが文部省の行き方は、そこに局長さんおいでになります、全く逆でございまして、つまり

義務教育を受けない人間をまずなくすことが先決だということ、いままではおいたわけですから、今度は何がしか調査費みたいなものをお組みになったようですが、予算的には幾らでございませうか。

○宮地政府委員 約二百四十万円でございませう。

○大出委員 どうも局長てれくさそうに二百四十万円とお答えをされましたから、たいへんりっぱな予算でないということはお感じになっているのだと思ひます。それでも多少、うるさいからというところのことも少しはせんけれども、あつちからこつちからもいろいろなことを言うからしよるがないから組んだというところもあるかもしれぬと思ひますが、夜間中学校なんか要るもんかというところを書いたシナリオ作家の深沢一夫さん、この人が、文部省が夜間中学の存在にほんとうに目を向けたんだすかねという質問に対して、とてもじゃないがそう思へない、二百万円かけて調査したら、やはり必要なかったということになりやしないかというところを言つておられますけれども、この辺であまり局長さん我を張らないで——局長さんの言つておられることがここにありませうけれども、文部省の宮地茂初中局長は、夜間中学は一日も早く解消すべきだが、原則論ばかりでは現状にそぐわない。つまり夜間中学というものは一日も早くなくせ。だけれども、原則論ばかり言つては行かない。十五歳までに中学を卒業できなかったから、それは時効だとはつておくわけにもいかなないから、教科内容をどうしたらいいか取り組むことにした、こういう局長の談話が載つておられるのです。この談話の中身——これはよくあることではあります。しかしここに書いてある話からいふと、どうも話はうしろ向きで、一日も早くなくしたいというのが先にあって、世の中がうるさくしてしよるがない、だから二百万ばかりかけて調査をしてみようという程度のことには受け取れるんです。ところが現実はそのうではないと私は思ふんです。ここに横浜市だけの夜間中学の開設場

所、生徒の数、それからどういふふうな人たちかというふうなことが全部ある。それを見ますと、ともかく問題の中心は教育権にかゝるのです。つまり教育権という権利は、教育を受けさせてもらうのではなくて、受ける権利が国民の側にあるわけですから、そうすると義務教育だから受けなかつたほうが悪いんだというところでは済まない。基本的権利である限りは、受けなかつたら受けなかつただけの千差万別の理由があるわけなんです。受けられなかつたという部分があるわけなんです。その責任がきつて大なることになる。義務教育である限りは、教育権という権利主張からすれば、逆に国に責任問題になる。そうすると、やはり今日夜間中学というものはもう少し積極的にやる必要がある、千差万別の理由をもつて受けられなかつたという人たちがたくさんある。さていま世の中変わつてきましたから、あらゆる資格要件、許可要件がみんな中学卒業以上になつて、義務教育だから当然でなければならぬ。その資格に適合しない、だから五十になつてあるいは六十になつて夜間中学に通つておられる人はたくさんあるわけなんです。そこを解消するということにしてみたら、どうも宮地さんがおっしゃつておられる談話を讀むと、うしろ向きに逃げたい感じの談話になつておられる。もう少し前を向いてやる気になつていただきたいと思います。思ふんですが、どうですか。

○宮地政府委員 実は夜間中学につきましては、先生特に御承知のように、現在六つの都府県に二十一校ございませう。もつともっと入りたい希望者、それは一応詳細につかみ得ませんが、在学中におる子供は七百名ばかりでございます。先ほど私の申したことをおっしゃられました、実は小学校、中学校の義務教育は、昼間勉強させる、それが国の義務でもありますし、親の義務でもあるというところで、今日九九・九何%という、世界に誇るような就学率を見ておられますが、しかしその○・〇幾つかの子供の中に、現在夜間中学に来ておられる方々も入つておられるわけで、実はそういう

ような観点から、行政管理庁のほうでも、中学校の学齢生徒が、十五歳未満の子供が夜間中学に行くというところは、昼間働かしたりいろいろしておるんだらう、だから筋としては学齢生徒を収容する夜間中学は解消すべきであるという報告を実はいただいております。その面から見ますと、当然夜間中学というものは解消しなければいけません。ところで今日の事態は、先ほど申しました七百名のうち九一%というものは十六歳以上の方なんです。一割に満たない学齢の生徒が行つておられるわけでございます。したがひまして、この夜間中学を学齢生徒に認めるということになりますと、昼間働かして夜の中学に行かせるという不心得な父兄も出てきようかと思ひます。したがひまして、そういう面では解消したいんだ。しかし学齢を過ぎた方々が、いろいろな理由で義務教育を受けておられなかつた、こういうものに目をむつて、学齢生徒と同じような扱いではないけれども、ということで、私どもの気持ちは非常に前向きでございませう。しかし十五歳以下の子供を夜の中学へ入れるというところは反対でございませう。そういうものは解消したい、そういう意のあるところはひとつ御了承いただきたいのです。ただ一般の中学校と同じ法律的な意味で夜間中学というものはどうしてもうまいが悪い。しかし現実には、夜間中学を制度的にもこういふ方々に向くような内容にして、今後積極的にやつていきたいということ、わすかでございますけれども、いままではどうも夜間中学というものは法的に認められてないというところで、若干私生児的な扱いをしておりましたが、しかしいま申しましたような現状に目をおおわれない、そういう意味では今後積極的にやりたい、そのためには調査をしたい、こういうことではございませう、御了承賜りたいと思ひます。

○坂田国務大臣 ただいま局長から申し上げた通りでございますが、私といたしまして、一応学齢の人たちに対しては鋭意普通の義務教育に通わせるという最大限の指導と努力をいたしたい。そうではございませうけれども、しかし千差万別の理由によつて行かれない人がたくさんおられるわけ

す。しかしその人も何か機会があったら受けたいと思つておる。ところがこちらのほうが消極的であるがゆえにそれが受けられないというようなことがある。これは教育の機会均等という意味からすれば問題があると思ひます。したがって、十分調査しました上で、その点においてやはり法令はわれわれは守らなければなりませんから、特例というやうなものも設けても、そういうやうな人たちに對する教育の機会均等を与える、あるいは法律改正等もまた御審議をわすらわさなければならぬという段階になるかもしれません、そこにもかくにも、やはり世の中のことではない、すくなくして定木を貫くがために、そういう機会均等を失つた年齢の人たちの希望が達せられないといふことであつてはいけません。特例の措置といふものを考える必要があるといふふうに私は思ひます。先生の御指摘もさることながら、ほかの委員会におきましても同様の御質問は実は受けておりまして、私もといひましたし、まじめにこれを検討いたしましたし、これに善処をいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○大出委員 宮地さんはさうおっしゃるわけですが、横浜なんかの場合には教育委員会に問い合わせがくるわけですね。義務教育を受けそこなつたところが一つの資格をどうも思ひたい。ところが学校の数が少ないから通えないのです。それがたくさんある。だから全国でどのくらいあるかといふのは、ここに資料がありますが、二十万人といふのは、おそろくおたくで調べているのでしうけれども、推定でしょう。その二十万といふ数は一億の国民から見ても決して少ない数じゃないのです。そうすると、二十万の方々が、ほんとうにいへば、義務教育の筋からいへば、ではなぜ義務教育を受けられなかったかという追跡調査をやつて、もつともな理由が一々あるならば、二十万の人に、義務教育の筋からいへば、いまからでも教育を受けてもらわなければいけません、国民

の権利なんです。受けさせてもらふのではない。受ける権利が国民の側からすればあるのです。だからやはりそこにポイントを置いていた、夜の語がありましたが、ここに通つて、人の言つてゐることが載つておりますけれども、昼間は先生に相手にされなかつたといふのです、一校当たり約三十人くらいの小規模だから、ところが夜間になつたら親身になつて教えてもらへる、やつと自信がついたといふ、これは荒川九中の十五歳の三年生です。こういう人も出てくるのです。だからやはりそこは前向きに、なぜさういふことになつてゐるかという原因探求が必要だろ。そしてさうすれば受けられるといふことである限りは、さういふ方法を講じて受けさせる、これが私は筋だと思ふ。実はたくさん資料を集めていろいろございすけれども、あまり時間がありませんのでこの辺にしますが、直接通つてゐる人に聞いてみた結果、いろいろなものがあるのです。どういふわけで受けなかつたかという、これは聞くにたぬやうなことがある。やはり世の親ですから、普通の常識ならば、子供さんに義務教育を受けさせないやうなことではないです。実際にはやむを得ない事情があるのです。

中には自転車から落ちて後頭部を打つて、しばらくもとへ戻らぬ、四、五年寝てしまつたといふ事故です。だから受けの機会がなかつた、これは、ずいぶんいろいろあります。したがつていま看護婦さんにして、美容師にして、理容師にして、あるいは製菓関係のところにしろ、全部資格要件がありますから、どうしても受けなかつたばならぬといふので受けてゐる人もいふわけですから、いま大臣がお話のように、これはどうにかひとつ前向きにお考えをいただいて、二百四十万といふのはどうも、私もそれでもないよりはいいかもしらぬといふやうな気にはなるけれども、もう少し、うしろを向かないで前を向いて進んでいただきたいという気がします。

時間がありませんし、もう皆さんお集まりで、せつかく採決に加わらうという御意思のある方々ですから、この辺で打ち切ります。

○天野委員長 本案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○天野委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案について 採決いたします。

【賛成者起立】

○天野委員長 起立議員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○天野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○天野委員長 次に、国防の防衛に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 中曾根長官に承りたいのですが、自衛隊機のソ連艦を誤爆という問題にはなつておりますが、それに類する行為があつたのだといふことになるのだと思ひます。これは起こつたのは三月十日といふことになりまして、新聞によつて九日と書いた新聞もありますけれども、たいへん以前のことでございます。これは、東京新聞が書か

なければ、発表もされなければ、やみからやみへ、こつくりお考えだつたわけですか。

○中曾根國務大臣 この問題は、三月九日から十日までの間、対馬周辺海域において、海上自衛隊沿岸防備共同訓練を実施したわけでございます。そのときに起きた演習の誤認事件であります。事件後、私は直ちにその報告を聞きまして、これはソ連側に陳謝し遺憾の意を表しなければならぬといふので、直ちに外務省に連絡しまして、ソ連側に当方の誤認及び遺憾の意を表明させました。ソ連側からは、そのとき何ら応答がなかつたわけです。それで約二十五日たつてから、四月五日になつて、モスクワにおいて当方の参事官に対して、ソ連側から、誤認であることは了解したが、将来よく注意してもらいたい、さういふ話がありまして落着いたわけでございます。

それで、あの事件が起きた当座、これを発表すべきかどうかと思つておりましたが、ソ連側から何ら応答がない状態でありまして、ソ連側の態度の表明を待つてこれはやつたほうがいい、こつくり考へもありまして発表はしなかつたわけです。それから四月五日にさういふ意思表示がございましたけれども、まあ、時間もずいぶんたちまして、率直に申し上げると、先方がそれほど強く意思表示しているわけでもない、一応落着いたものであるから、これはこの程度でそのまゝ済ましてよろしい、さういふ考へがありまして閣議にも報告もしなかつたわけでございます。

以上のような実情であります。

○大出委員 これは長官らしくないと私は思ふのです。シベリアコントロールを強調される長官らしくない。順次承りたいのですけれども、私はこの扱いについて非常に疑問がありますし、率直に言つて、実は、まことにもつてこれはけしからぬといふ考へ方を持つております。これだけのことを伏せておくといふふざけた話はないと思ひます。いま長官の話を聞きますと、九日から十日にかけて演習をやつた、直ちに陳謝し云々、こつくりおっしゃるけれども、私が電話をかけて聞いた限

り、外務省のほうは、いや、それはもう前から知っておりまして言っておりましてけれども、私も妙なことを耳にしておいた。聞いてみると、十日にこの事件があった、それで外務省のほうにソビエト大使館の参事官を呼んで、つまり東欧一課の官沢課長さんがこの話をしたのは何日かと聞いたら、十九日だと言った。あなたは十日に直ちに陳謝したとおっしゃるけれども、外務省がソビエトの在日大使館の参事官にお話したというの、私が電話で聞いた十九日だ、それじゃ、その間どうしたのだと言ったら、防衛庁がその事実その他についていろいろ調査をしておいた、こう言うのです。そうすると、十日にあったのが、な

んで一体十九日に外務省はソビエト大使館の参事官を呼んだのか、この九日間のブランクは一体何なのか。私は直接電話で聞いたんだから間違いない。外務省、そこところはどうか。

○宮沢説明員 ソ連側に申し入れました事実につきましては、ただいまおっしゃいましたとおり三月十九日でございます。

○大出委員 これは長官、一体どういうことですか。いいですか、つまり私が類推すれば、そういう事件があった、あったんだが、何とも言うてこなければおぼつたおぼつたというので、あなたは黙っていたのかもしれない。十九日になってから申し入れる、これも大使館から参事官を呼んで、そして外務省は、その参事官にいろいろ事実があった、しかしこれはあくまでも誤認なんだからという話をした。それで、聞いてみると、ソビエト側は誤認だというんらばというんで抗議はない、こう言っているけれども、在ソビエト日本大使館の参事官を呼んでソビエト側がものを言っている中身は、やはり嚴重注意ですね、非常にきびしい中身を言っている。そして、東京新聞が最初書いた中には、これは相当はつきりものを言っていると言っている。この中には「抗議の内容はきびしかったが……」ソ連、穏便な処理、こういふのです。向こうの言い分は抗議に類するのです。中身は、長官、私はそういう意味で

も納得できない。十日にあって、何で十九日になったのか。その間防衛庁長官は調査したんだと言っているが、何の調査をされたのか。

○中曾根国務大臣 防衛庁は外務省の欧亜局東欧第一課に對して、三月十一日に本件の内容を説明するとともに遺憾の意を伝え、本事件は操縦者の目標誤認に基づく偶発的なものであり、何ら他意のないものであることを連絡し、速急にソ連側と折衝されるよう依頼する、そういう事後処理をやったわけです。その後は外務省内部でこの問題をどういうふうに取り扱うか検討した結果、いまいやうな処理になったんだらうと思います。そういう対外的な意思表示というものは外務省の仕事でありますから、外務省にまかせた次第であります。

○大出委員 ということであれば、その点は了解しましょう。十一日とおっしゃる、そうですね。そうすると外務省は、十一日から十九日まで一体何をやっておいたのですか。

○宮沢説明員 最初にこの事件の御通報を受けましたのは、実は十日の夕刻でございます。私の自宅に防衛庁の運用課長から、そういう事件があったとわざわざ簡単にお知らせをいただきました。そしてさらに詳細に翌十一日御通報をいただきました。そのときに防衛庁内部では、直ちにソ連側に釈明してもらいたいという一部の御意向であるというふうにあわせて伺いました。それに基づきまして、私どもは外務省内部ではかりまして、事柄は重大でございますから、公文でもって御通報をいたしたいということと、さらにソ連側に説明いたしますためには、どのようにしてこういう事件が発生したか、具体的な内部の当時の状況等をさらにお調べを願いたい、こういうことをお願いいたしました。その結果、さらに外務省の幹部に了承を得ますなどの時間を要して、十九日にソ連側を呼ぶに至ったわけでありました。したがって、御通報を得ましてから七、八日間は外務省で費やしたものでございます。

○大出委員 その間、これは閣議にも報告されて

いない、しかも外部にも、国民にも何も知らされていない。これは私は非常に簡単なことじゃないと思ふのです。たまたまいま日本とソビエトとの関係は、シベリアの共同開発とかいふような面でおっしゃっておられるように、政治的にはこれほどいい時期はないと言われるくらいいいわけですから、片方に中国の動き等もありますから、よくいそうなんだらうと思ふますが、そういう時期でありますから、あるいは政治的配慮も手伝ってその間表へ出なかつたのかもしれない。かもしれないけれども、その簡単なことではない。そうですね、くたつて日本が軍国主義だ云々だとか、いろいろなところで騒がれているいまの世の中に、何でも七日間も――七、八日とあなたはおっしゃったけれども、その七、八日間というものは一体何をやっておいたのですか。通常この種のことがあるて陳謝するのなら、早く陳謝しなければ陳謝にもならぬ。向こうから文句言ってきたらあらためてあやまつてみたつてしやうがない。そこまできくと宮沢さんだけでは話のしようがないが、どうい

る配慮を外務大臣はおとりになったのですか。どういふ理由で七、八日延ばしたのですか。

○宮沢説明員 最初御通報を得ましたときに、私どもはソ連側の反応が直ちにあらまものと考へまして、即日モスクワに訓令をいたしまして、ソ連側からこの件について抗議が行なわれた場合には、これは日本側の誤認に基づくものであるということとを釈明しておくようにと、とりあえず訓令をいたしまして、さらに東京におきまして、ただいま御説明申し上げましたように、どのようにしてそういう誤認が起つたのか、ソ連の艦艇がその辺にいたことがどのようにして事前に十分に通報されていなかったのかという趣旨のことをお調べを願いたい、また片や私のほうでは、このような趣旨でソ連側に釈明をするということにつきまして、外務省の幹部の了承を得るために書類をつくつておりました、そのようにして時間を費やしたわけでございます。

○大出委員 そうすると、外務省の姿勢というのは、防衛庁は釈明をしてくれ、こういふふうに言ったにもかかわらず、皆さんのほうは釈明をするという姿勢じゃない、ソビエトから抗議が出てきたら、それは誤認だと答へろ、こういふ姿勢になる。違ひじゃないですか、防衛庁が考えたとおり外務省は連んでいないじゃないですか。

○宮沢説明員 当方から釈明すべきものと考えましたけれども、ただ、釈明いたしますためには、十分に事情の解明も必要と考へまして、最初ないし二日ぐらいいちやうだいたした情報では、必ずしも一般の人々に納得のできるようなことではございませんでしたので、さらにお調べを願つたわけでありました。

○大出委員 そがちよつとわからないのです、さつき長官の御説明によればきわめて明快なんです。いま課長の答弁によれば、一般の方々には御説明できるような内容じゃない、こう言う。釈明のしようがない内容だ、どうしてそういうふうにおとりになるのですか。何が食い違つているのですか。

○宮沢説明員 私ども常識的に考へますと、防衛庁の方々はソ連の艦艇が日本近海におるといふことは当然よく御承知であると考へております。それから演習をなさる場合には、当然その目標を十分確認されてなさるのが当然であらうと考へております。最初に御通報を受けたしたあたりでは、誤認によつて爆撃訓練を行なつた、しかもそれはパイロットが帰着してから調査してみてもわかつたことである、したがって、これは誤認であるから、ソ連側にそのように釈明してほしいというふうなお話をいたしました。私どもも考へますと、最初に申し上げましたように、どうしてソ連艦艇と誤認するやうな事態が起つたのか、そういうふうなことは、やはりしやうとして必ずしも十分のみに込めなない点が幾つかございましたので、さらにお調べを願つたわけでありまして、この点を調査いただきますためには、防衛庁のほうでも多少の時間はおかかりになったやうでございます。

○大出委員 そろすると、これはますますわからないのです。帰着してからわかった、こういうのですけれども、この新聞記事を見ると、そうならないのです。つまり二回目の低空水平飛行をやったときに、煙突の型、艦尾、こう立っているのとなっていないのとの違いから、ソビエト艦、リガ型というものがそれであつた、こうなっているのです。おまけに、いまのお話を聞いてみると、外務省で了解ができない、わからないようなことが現実起こっている、防衛庁の言っていることはわからないという、そうなる、これはもう一べん防衛庁に承りたいのです。が、ソ連艦がいることは常識的にわかつていて、だから誤認なんてばかなことは起こるはずがない、しかも起こつたという、しかもそれはパイロットが帰着してからわかつたという、外務省としてはその事情がみだめない、わからない、こういうことになつたというわけですが、長官、このところは一体どうなっているのですか。

○中曾根閣内大臣 私の記憶では、その日の夕方でありましたか、事件のあつた夕方、私のところにすぐその報告があつて、私はこれはすぐ外務省に連絡しておけ、そして、当方の落ち度であるから遺憾の意をすぐ表したほうがよろしい、そういうことを言つた。おそろく即日運用課長は電話でとりあへず連絡したのであらうと思ひますが、そのときの報告でも、帰着してから、飛行場に帰つて着いたから、どうもあれは日本の船ではなかつたやうな感じがする。というの、あの訓練は沿岸防備訓練で海空で共同をやつたのでありますが、一面においては海上自衛隊の護衛艦が飛行機の襲撃を受けた場合にどういうリーダー操作をやるか、どういう回避運動をやるか、そういう護衛艦自体の訓練という要素が私どもには非常にあつて、その航空機は目標機として作動したという点が多いのです。それで、おそろくはかの海上自衛隊の護衛艦については回避運動をしたりいろいろな反応動作があつたのでありますけれども、しかし、ソ連の軍艦の場合にはそういう反応動作がなかつた。そ

れから煙突の大きさが大きかつた。そういうところからこれは日本の船ではなかつたのかもしれぬぞというふうな気がつて、そして、とりあへず航空自衛隊を通じてわれわれのほうへ間違つたかもしれぬという報告があつたわけです。事実はそういう状態でございます。

○大出委員 そろすると、外務省がこれは常識でのみ込めぬから調査をいたしたいと言つた、その調査の要旨は何だつたのですか。

○宮沢説明員 先ほど申し上げましたように、ソ連艦艇の存在というものを防衛庁が事前にどのやうに把握しておられたかということ、それから、爆撃訓練をするにあたりましてそのやうな艦艇の存在がパイロットにどのような形で通報されておつたかということ、それから、元来当然目標とすべきものであつた日本の船艇がその際どこにいたかというやうな点、そのようなきわめて私どもは常識人として疑問に思つた諸点でございます。

○大出委員 これに対して防衛庁はどういうふうな回答されたのですか。

○久保政府委員 十日の夕刻におきましては、いま先生が御疑問に思われまされたように、私も非常にあり得べからざるやうな印象を持ちました。しかし、内容といつたしましては一応概要を外務省に連絡したわけでありまして、十一日の現在では同じやうな状況のもとにおきまして一応事実関係は申し述べました。しかし、どうにもわからない面がずいぶんありまして、数日間状況の調査のために時日を費やしました。その内容をもし御質問があればもう少し詳しく申し上げたいと思ひます。

○大出委員 内容の調査というのですが、事はきわめて簡単なんです。つまり、自衛隊の船だと思つてスキップボミングをやつたのかどうかという点は、これは長官の談話からいけばやつたやうになつてゐるのだけれども、松尾さんというのですか、善の方からすればやつてない、こういうのだけれども、私がある人に聞いてみたら、マス

トすれすれと言つちやどうも極端だけれども、それに近いやうな低空飛行、水平飛行をやつたのだというやうな話が私の耳に入つてゐる。それがほんとうとかわからぬ。わからぬけれども、事の中心は何かという、間違つて爆撃行為をとつたということだけは間違いない。それでしよう。そのことは艦の回避行動もやらなかつたということですから、形が違ふという感じがしたということですから、これはいとも単純明瞭にわかつてゐるはずなんです。おまけにこの水域にソビエトの船が

いることは常識だということになつてゐる。これは防衛白書なんかでもソビエトの海軍が出てきてゐるというところは書いてある。そうなる、演習をやつてゐるときには必ずあるということも旧来の慣行では例である。そろすると、間違つたということは、これはいとも簡単にわかつてゐるはずなんです。じゃ一体どういう方法でパイロットの方は間違つたのだと言つておられたのですか、おられなかつたのですか。

○久保政府委員 新聞の図面でごらんになりますと、ポイントがきわめて明瞭であります。ところが、いかに対馬海峡が狭いとはいひながら、海洋はやはり広いのであります。航空攻撃をやるときはピンポイントであります。したがひまして、ソ連の艦艇がゐるということは常識でありますけれども、どこにゐるかというところは、これはわかつてゐない。当然ソ連の艦艇も遊よくしておるわけでありまして、ピンポイントを攻撃をやる場合にどこにゐるかが明瞭でない。

それともう一つ遺憾であつたと思ひますのは、海上自衛隊のほうから航空自衛隊の西空方面隊司令部には連絡が行つたわけでありまして、連絡はつてゐた。これは基本的にはなかつたと思ひます。したがつて、パイロットはどこにソ連艦艇がゐるかということを知らなかつた、それが一つのポイントと、それから、したがひまして、この航空隊に与えられた課題は、対馬海峡周辺に自衛隊の艦艇がゐる、発見次第攻撃せよという命令

を受けてゐる。その頭の中には海上自衛隊の船しかない。したがつて、商船でない船は海上自衛隊のものであるという先入観があつたわけでありまして、これがやはり人間の心理の誤謬と申しますか、これだと思つたら、それ以外のことは考えないというやうな欠陥がそこにあらわれたのだらうというやうな点でパイロットの誤認になつたという点であらうと思ひます。

○大出委員 いま御答弁いただいたのがさつき言つた調査の内容ですか。

○久保政府委員 どうしてもなぜ誤認をしたのかということがわかりません。そこでさういつた誤認に至つた事実、それから連絡状況、パイロットがなぜさういうことになつたのか、海上艦艇の行動概要、さういふものを調べて外務省のほうに御連絡したわけでありまして。

○大出委員 それはいつですか。

○久保政府委員 日にちではわかつておりませんが、十日は一応の概要の連絡でありまして、十一日以降数日間にはわたつて御連絡申し上げました。

○大出委員 外務省はいつ受け取つたのですか。

○宮沢説明員 ただいまおっしゃいましたやうに、何日間かにはわたつてこの報告についてお話を承りました。

○大出委員 そろすると、これは陳謝したことにはならぬのです。十九日までそのまゝにしておいたわけですか。結果的にさうなりますね。さういうことでしよう。

○久保政府委員 事実関係がどうであれ、誤認であり、またわがほうで陳謝すべき事態であるといふことは私どもはわかりましたので、十日一応口頭で御連絡申し上げました。十一日付の書類で十二日に外務省のほうに御連絡を申し上げました。しかし、外務省のほうもおそろく、対外関係で十分自信を持つて陳謝するといふことが必要であらうと思はれたのでしよう。したがひまして、事実関係をきわめて明確に把握して後にさういふ行動をとられたということだらうと思ひます。

○大出委員 九日も十日もたった事情はよくわかりませんけれども、いずれにせよ、これは長官、こういふしじかにかくのことがあつて、たいへんどうも国民の皆さんに御心配をかけるけれども、実情はこうなんだ、だから、そういう意味では国際関係においてこれはいじょうぶなんだというのを、やはりいずれの機会か、とにかくこの間に明らかにする必要があると思つたと思つたのです。それでなくて、いきなりこれを新聞に取り上げた。あつてその日になつて夕刊に載つたように皆さんの内容を発表する。この扱い方というのは、いかにもどうも私にもすると納得しかねる。こんなことでは自衛隊は何をやつたてやみからやみで、国民はつんぼさじきで、そのままにされたのじゃあぶなくてこれは見ちゃいられない、そういう印象をきわめて強く受ける。これは一つか二つの新聞でも社説を書いていましてけれども、やはりそこでも心配してはいますけれども、たいへんショックなことだという、この辺の扱いについてどういふわけかという結果になつたのか。

○中曾根国務大臣 やはりこういう問題は、落着いたときに国民に対して、こういうことがあつて遺憾でありましたと、そういうことを言うべきだつたと思ひます。今後は大いに改善いたします。○大出委員 長官、あつさりそうおっしゃるから深追いしませんが、そこで幾つかこれに関連して問題があるのですけれども、これはこういう政治的な国際関係、特にソビエトの關係だからいいよなもの、ある新聞が書いておられますけれども、どうもこれはプエブロの事件もあつたり、いろいろするのですけれども、国際關係というのはむずかしいのですけれども、二回にわたる爆撃行為をとつた。もし逆に向こうから応戦でもされた日には、これはとんでもない結果になつた。という意味で事は簡単なことじゃないと思ひます。長官のほうのものの判断として何でこういふとんでもないことが起こつたのか。こんなことが将来と

もに起こるとすれば、これはたいへんなことで、自衛隊は専守防衛と長官式におっしゃるけれども、そのことが国際紛争を緊張の方向に導く、あるいは逆にそのことが紛争の種になるという事になったのでは、これはえらいことになる。重大な責任問題になると思ひます。したがつてこれはどういふことで——人間がやるのだから間違ひがあるとおっしゃるかもしれませんが、それだけで事はないようにしたい、こういうことを言つておられるけれども、それならばそれで、こうやればなによりになるというのをこれまた国民に了解を求めなければならぬ。私はそういう意味の責任、これがあつて思ひますから、そういう上に立つてひとつその点についての御答弁をいただきたい。

○中曾根国務大臣 一つは自衛隊内部において連絡が不徹底であつた。航空自衛隊、海上自衛隊のおの内部、特に航空自衛隊の内部において不徹底であつた。第二は、艦艇の誤認ということ、これについて識別の教育が足りない。そしてそういう海上において演習を行なう場合他国の艦艇に対する配慮が足りない、これが第二でありまして、それから第三番目は、われわれのほうの取り扱ひ方の問題であります。やはり落着いたら経過を国民に報告すべきである、そして遺憾の意を表すべきである、そういう点は今後大いに改善したいと思ひます。やはり新聞にもありましたが、お粗末な一席ということはいへん遺憾に存じてお思ひます。今後は繰り返さないようにいたしたいと思ひます。

○大出委員 これは長官はお粗末な一席と云うが、お粗末な一席、それでおしまひだということになると、これはもう簡単じゃない。私は決してこれはお粗末じゃないと思ひます。つまりその背景は、やはり幾つか考えなければならぬと私は思ひます。そこで承りたいのですが、ソビエトの艦船が日本海等に常時何隻かいる、演習をやると必ず出てくる、こういう形になつてゐる。お

まけに防衛白書を見ますと、「ソ連海軍の進出」というものを、特にアジアからアメリカが引いていく、英国も引いていく、そこにソ連海軍の進出がこり出てきたというのを一つ入れて、「今後の紛争生起の可能性」という問題をとりえて防衛白書はものを書いている。そうすると、このソビエトの艦船が出てきていることに対する予測が一つここに入つてゐる。そのところを一体どういふふうにとらえてお書きになつてゐますか。ソビエトの最近の海軍の進出というのをここに使つておられますけれども、これはどういふふうな防衛の見地からお考えになつておられますか。

○中曾根国務大臣 ソ連海軍が昨年はオケアン演習をやつたり、大西洋、地中海、インド洋そのほかに進出してきておる。あるいはキューバにまで出てきておる。こういう現象を国際政治的にとらえてみて何を意味するか。まあたふふいふところろは政治的な行動であらう、軍事目的を貫いた純粋な軍事目的だけの行動ではないだらう、そういうふうになつてゐるわけは、防衛白書にもたしか書いたものであります。いままでの例を見ますと、日本本土周辺にはかなりソ連の艦船が出入してありまして、対馬海峡の辺については特にいままでもひんぱんであつたようであります。それから津軽海峡等についても通過する度数がかなりございまして、そういう点はわれわれとしてはやはり安全保障そのほかの面からも注目しておかなければならぬ一つの要点でありまして、そういう点は今後ともわれわれは注意していくべきであると思ひますが、しかし、誤解を与えたり摩擦を起こしたり、わがほうの平和的意図が誤解されるような行為をしてはならない、こういうふうな戒めたいと思ひます。

○大出委員 このアメリカとの關係を踏まえた防衛庁の戦略的な配慮の面からいいますと、三海峡防衛というものの考え方があつた。これはきょうは時間がありませんからこまかくは申しませんが、私は松野さんが防衛庁長官のときに長い論争をしたことがあるのでありますけれども、ウラジオス

トックにソビエトの基地がある。ここに百隻前後の潜水艦がある。そのうち三十隻前後は原子力潜水艦であらう。これが当時のザプロッキ報告その他を踏まえての松野さんの答弁であつた。これが太平洋に出るとすれば、昔の閩宮海峡はいま埋まつてしまつて走れない。したがつて、そうなる三海峡しかない。宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡からいって、ポラリス潜水艦というものがあつてありますから、そうなる三海峡防衛というものはソビエトの艦船、特に潜水艦等を太平洋に行かさないという意味ではたいへん重要なことになる。こういうものの考え方が実は当時松野さんから述べられてゐる。裏を返せば、ソビエトの側の戦術的な、戦略的な目標というものはやはりその辺に焦点が出てくるわけですね。そうなる

と、いまの自衛隊の考え、これは常に明らかにされてないのだからしょうがないけれども、ものの考え方とどこでぶつかつかない問題が一つ出てくる。当然あるわけですね。そういうことになると、単なる政治的なソ連艦艇の動きだと見るべきなのか。特に対潜作戦をやるといふ場合には必ず出てくる。しかも接触事故までかつてあつた。こういうことになると、そこにやはり相手方の意図があるはずだ。そこらのところをどういふふうにおとらえになつてゐるのか。これは、これから四次防といふところに入つていくわけでありまして、たいへん気になるところですね。それをどうおとらえになつておるかという点を聞きたい。

○中曾根国務大臣 ソ連の極東における体系というものは、ソ連自体の防衛を主とした体系であるだらうとわれわれは認識しております。ですから両方自分の国の防衛のみに限定して節度を持つてすれば摩擦は起こり得ないし、それが最も大切なわれわれの行動であるだらうと思ひます。しかし先方もいろいろ世界政策とか外交政策とかの關係もあり、あそこは対馬海峡をソ連の艦艇が通るといふことは、公海でありますからこれは自由であり、また当然考えられることでもあります。

それを一々にしていれば、政治も国際関係も成り立たないので、あまり気にしないで、やはり友好関係を盛り上げていくという積極面をわれわれに気にしたほうが賢明ではないか、そう思います。われわれのほうには、要するに日本列島を防御することだけを考慮して、外国に誤解を与えないことのないように専心戒めていくように、いまでもそうでありますが、今後ともそうしていきたいと思っております。

○大出委員 長官の時代になる少し前の有田さんの時代から、防衛庁のものの考え方が順次変わってきているわけです。一つは領海、領空防衛を考へてきた。ところが、それがその周辺という考え方にまず変わった。領海、領空その周辺。それが今度は公海防衛という形に変わってきた。有田さんの時代です。その公海防衛というのは中曾根長官になってから非常に大きく表に出されてきた。その中から出てきたことばの中に制海権、制空権というところが出てきた。制空権は航空優勢と改められましたけれども、そういう変化が出てきている。それに合わせて最近の動向というのは、いろいろなものが出てきていますけれども、つまり公海における時に支援戦闘機による艦船攻撃、これが演習回数その他を含めて非常にふえてきている。こういう進み方をしているわけですね。それとの関係というのはいくつかあることになりませんか。これは新聞などもとらえていますけれども、最近における中曾根さんの防衛姿勢と申しますが、制海、制空というところをしっかりと押さえた。そういう形の中で行なわれていくいまの訓練のあり方、だから指揮系統からいって命令が下まで徹底していかれた。こういうふうなことにさっきおっしゃっている。徹底していかなくて末端のほうで、言われたとおり、とにかく制海、制空だということとでそういう認識を強固に持って行動するとなれば、そのコントロールができれば末端が独走する、暴走する、こういうことはあり得るわけでありますから、そこらのところはどういうふうにお考えですか。

○中曾根国務大臣 国土防衛を全うするためには、本土周辺における必要な範囲の制海、制空にいうことは防衛のイロハでありまして、それまで拒絶することは私は適当でないと思っております。しかし、やはりそういうような日本近辺の洋上における防衛措置を講ずるとい場合は、洋上飛行という問題が出てきています。日本のいまの航空自衛隊あるいはパイロット諸君は必ずしもそれに慣熟していない。だから今回のような間違いも出てくるわけでありまして、今度のような場合でも、大体高度二、三千から下の艦艇を見ますと、まるで人間のほくらうの大きさしか識別ができないわけですね。両方で演習しているから、演習の判定をする場合に、どっちが先に察知してレーダーでかかるとか、あるいはロケットでしかけてくるとか、それに対して自分のほうが防衛しなければならぬというので、パイロットは識別と戦闘行為と操縦と三つ一人で行なわなければならない非常に高度の技能を要するわけです。それでずっと突っ込んでいってだんだん船が大きくなってきたけれども、やはり軍艦であるならば大体同じようになつていこうとしているものだから、よほど注意して見ないといけないわけです。そういうような訓練もやはりやっておかないと、いま申ししたような本土防衛のための周辺海域における防衛措置が全うされない。今度ある意味においてはそういう訓練が未熟であるということも示してある。私はそういう必要範囲の訓練は行なうべきである、そう思っています。そういうパイロットの練度を上げることがやはりしていきたいと思っております。

○大出委員 一つは米軍の日本からの撤退の問題等とからむ、つまりこれは白書にもありますけれども、どうもいままでのたてといわれる体制から少しワカが広がっていき感じがある。そこでいま言われる制海、制空、航空優勢でもいいですが、この範囲を一体どの辺に考えておられるのかということ、これはかつて予算委員会の際等でもありまして、あります。もう一ぺんあらためて長官の制海、制空と言われているものの範囲、どの辺までをどう考えておられるのかということ、この際明らかにしていただきたい。

○中曾根国務大臣 これは本土防衛に必要な範囲内であって、そしてまた自衛権の発動する範囲内である、そういうように一応思っています。

○大出委員 私の手元にある議事録からいきますと、これは南のほうを中心に言っておられるわけでありまして、日本近海における潜水艦の跳梁をまず許さない、海上の問題については触れまして、「航空部隊あるいはその他についても、やはり耳となりあるいは対潜掃討という意味においてわれわれとして力を入れなければならぬところはあると思います。当面われわれが特に考えなければならぬのは、日本近海における潜水艦の跳梁を許さない、そういう程度の力」を考へている。「南西諸島から沖ノ島、南鳥島をめぐるといふ地域においては相手の潜水艦の跳梁を許さない、そういうぐらゐの力を整備していきたい」、こう言っておられるわけですね。日本海というものは、そうすると当然日本海と名がついておられるとおりの潜水艦なり艦船の跳梁を許さない、そういう意味の制海、制空をお考えでございませんか。

○中曾根国務大臣 それは自衛権並びにさつき申し上げた本土防衛に必要な範囲内で節度ある限定されたものであると私は思っています。さつき申し上げましたように両方で摩擦や誤解を起こすというところは、両方のためによくないことであり、決して両方のプラスになることではないこととございます。そういう意味においては、できるだけ節度あるという原則に立つて両方が行なうことが望ましいと私は思っています。しかし、日本側は外国領土、領域については非常に神経質になって非常に節度を持っておりますけれども、ソ連側はわりあい勇敢に日本の領土近辺に出没いたしまして、演習をやっているのは必ずしも必ずしも言いませんが、ソ連の艦艇が追尾してきたり観察したり、あるいは場合には夜間演習をやっているときに艦艇のまんな中にソ連の艦艇が無灯火のまま入ってきて、そして国籍不明でわからないから照射を浴びせかけ

たら黙ってじっとしている、そういう事態もありました。無灯火で入ってくるということは、これは船舶航行上からも問題のあるところとございますけれども、そういう例もかつてはありました。そういう中に日本が国民世論の支持を得て必要最小限の防衛措置及び防衛の力を維持していくということはなかなかデリケートなことでありまして、けれども、われわれは本土防衛に必要な範囲ということ、やはりこれはわれわれの責任において確保しておかなければならぬことである、そういうように思っています。

○大出委員 日本海の例をとると、本土防衛に必要な範囲というのは日本海のどの辺までを考へているのですか。つまり防衛庁の幕の方の談話の中には、ソ連の船がどうも南のほうに過ぎる、そんな女関口まで来られちゃ困ると言われればかりの内容になっている談話がありますが、日本のほうも、いま言われる本土防衛に必要な範囲、こう言われるのですけれども、日本海を例にとれば、さつき長官は沖ノ島、南鳥島だなんだ、南のほうについてはだいたい北のほうの言っておられるわけだけれども、北のほう、つまり日本海のほうについてはどの辺までをお考えですか。

○中曾根国務大臣 どの辺と線を引き出すかはむずかしいと思ひます。太平洋の場合は非常に広大無辺でありまして、まあこの辺の見当、そういう意味で申し上げましたけれども、日本海は太平洋に比べれば湖水みたいなものですから、どの辺とどういうように線を引き出すかはさつきとむずかしいです。しかし、いま申し上げましたような原則でわれわれは扱わなければいかぬと思ひます。

○大出委員 この日本海は日本の海だと考へておられるわけですか、いまは線を引き出すのはむずかしい、湖水のようなものだとおっしゃるから、そんな小さいものなら日本の海だ、日本海だから、こういうことですか、全部が入る……。

○中曾根国務大臣 太平洋に比べれば湖水のようなものだという意味で申し上げたので、あれは湖水じゃない、日本海という、海という名前がついて

ている海である。日本海という名前はこれは国際的な海で、地理学会が何かで公認された名前なら、別にそんなことを気にする必要はないと思うので、お互いが公海としてお互いの権利義務を守って共用していくべき海である、そういうふうに思います。

○大出委員 支援機としてF86Fを使っておられるわけですね。これについて二つ久保さんに承っておきたいのですが、前にあなたのほうで私どもと話をしているときに、制空権と航空優勢というものは違うということをおっしゃったですね、あなた。どうも制空権という航空優勢よりも少し先にある、そういう概念なんだということですね。それは考え方をおっしゃっていることですね。これは考え方によって非常に重要なこととなるですね。いま日本海というの太平洋に比べると制空権というのをどこまで考えるかによって考え方が変わってくる、基本的に、四次防の問題も聞かなければなりません、それらからみましますから。そここのところの考え方をひとつ明らかにしたい。支援機を――まあこの間のやつはF86Bかもしれませんが、ただ懸吊装置その他あったのかどうかはわかりませんが、この辺を将来に向かってT2、これを改造、開発をして支援戦闘機を強化する、こういう方針になっているようですね。これは強化する。相当強化されると今回のような演習がますます強化される、一つ間違えとこれに類することが起こりかねない、そういう気持ちはする。そこで、どの辺のいうふうな強化をされるおつもりなのか。いまのF86FあるいはBと、それからT2との関係、この辺をどういうふうに使って分けておられるのか。

○久保政府委員 この前先生に、制空権あるいは制空というのと航空優勢というのととの違い

を私の解釈で申し上げたわけでありました。防衛庁に帰って聞いてみますと、現在は制空というよりは使わないで、航空優勢ということばを使うというです。私はわりとことばに厳密なものですから、制空というのと航空優勢というのでは違うのだという感じがする。というのには、制空というのとは、常に航空において相手方の跳梁を許さないという感じが非常に強い。そこで、制空権というところとは出ると思うのでありますけれども、ところが、現在の日本の立場からいいますと、そういう圧倒的な優勢さというものは保ち得ないと思うのです。したがって、防衛庁では、航空優勢というところばを使っておられるのは、あえて海上は制海であって、航空は優勢ということばの使い分けをしているのでありますけれども、その優勢というのとは、聞いてみますと、必要のつとここのほうに相手方の行動を制約し得る程度の能力を持っておられるというふうであります。したがって、たとえばノルマンディー作戦などにおきましては、ドイツの飛行機はほとんど飛べないというふうな状況、こういうふうなことは、相手方、ヨーロッパといいますが、自由圏側が制空権を持っておった、こういうふうにいわれておりますけれども、日本の状況においてはそういう意味での制空権は持ち得ない。この前の予算委員会でも申し上げましたが、彼等の被害状況が、常にこちらのほうが有利になる程度、そういう意味での航空優勢ということばに使っているようでありました。これはまた御議論があればお答え申し上げます。

それから、F86Fにつきましては、大体四次防段階でなくなつてまいりますので、T2改にかえてまいりたい。そこでT2改につきましても、いまF86Fの支援戦闘機は四スコードロンであります。T2改についても対地支援戦闘機でございます。これは百二十機ばかりの四スコードロンを整備したい。したがって、総数からいえば同じ程度、しかし、能力的には相当に優秀になるということでありました。

○大出委員 つまり、いまの二つの制空権、航空優勢をなぜ聞いたかという、これはほんとうに中曾根長官が言ったのが制空権の意味ならば、常時これは確保しなければならぬことになる。それこそあらゆる跳梁を許さないということになる。そういうことではないか、つまり日本の領海、周辺、さき言ったように、つまり日本の領海、周辺、専守防衛という立場に立つて、それに必要な限度、こういうことになる。だから、その限度を押えるというんですね。そして末端をコントロールするということ。こういう方向にいかなければ、末端というのには、いま演習しているが、有事のときだつて、その演習が慣性になっているわけですから、そのとおり走るわけですから、コントロールがきいていなければこれはどうなるかわからぬ。そういう意味ではこれはかなり簡単なことじゃないか。だから、そういう角度からとらえるなら、たいてい、明確にこれはやはりしておいていただきたいと思うのが一つ。

それからもう一つは、T2になったら、いまの御答弁では、だいぶ能力が上がつてくるということ。つまり、一つの防衛の範囲をきめてあつて、日本の自衛隊の持つ近代兵器の前進のし方によつては、たとえばF4Eファントムにかわるべき104も、能力が高まるわけですから、海上においても大きな艦船をつくるということになれば、これはまさにマラッカ海峡防衛論じゃありませんけれども、いま日本の自衛隊の艦船ではそこまで行けやしないということになっているけれども、能力が高まればそこまで行こうということになるのはあたりまえのことなんだ。そういう点で、非常にこれはむしろかしいと思うのです。

そこでこのいまの二点と、それからもう一つ、四次防の基礎構想がどうやらできて、これから皆さん折衝に入られよう、こういうわけでありましかれども、この際、外務省の政務次官がお見えになる前にちょっと承っておきたいのですが、まず、限定局地戦ということばを使っておられますね。この限定局地戦というのとは一体何か。いまの

点はひとつ長官に承りたいのですが、この限定局地戦、旧来とだいぶ違ったことが出てまいりましたが、この限定といつておるのは一体何かという点についてちょっとお答えいただきたい。

○久保政府委員 実は、四次防の最終段階を迎えてはおりますけれども、まだ長官のところでの最終審議に入っておりませんので、そういうことばについて必ずしも十分に長官に御進言申し上げていないように思うのですから、私から申し上げます。

二次防、三次防の段階では、通常兵器による局地戦といふことばを使いました。そういういたしますと、局地戦という範囲では内容は無制限であります。したがって、二年戦争をやろうが、三年戦争をやろうが、それも入ります。それから、北海道から九州までどこに敵の兵力は上陸するかはわかりません。そういう事態は、七〇年代においては考えにくいのではなからうかということ、通常兵器による局地戦という二次防、三次防の構想に対して、もう一つしんにゅうをかけて制約をしたということでありました。と申しますのはなぜかと申しますと、第二次大戦以後の国際情勢あるいは通常戦争を振り返つてみますと、第二次大戦のような無制限的な戦争というものはない。少なくとも核兵器は使われない。あるいは戦争の形態というのは国内戦争、あるいはベトナムの戦争あるいは朝鮮の戦争といった国内戦争である。国内戦争であれば、聖域といふことが使われたこと、あるいはイスラエルの戦争のように六日戦争といわれたように、第二次大戦のあとの戦争といふのを考えてみると、目的でありましたかあるいは戦争の態様でありましたか手段とか、そういうものは限定されているのではなからうか。したがって、いまして、二次防、三次防におきましますように、通常兵器における局地戦というふうな事態はもう相当なくなつてきているんじゃないか。そういうふうな事態は起こり得ないし、そういうものに対処する防衛力は持ち得ない。そこでわれわれは、防衛力として持つのはもう少し限定された防衛力ではな

いか。そういうことで防衛力を整備する。もしその予想がはずれた場合、その防衛力をもつてしては対処し得ないのであって、それを国連なり国際世論なりあるいは外交手段なり、そういうようなものによって対処をする。一応防衛力というものは、どのような国でありましても一つのかけでありますから、われわれとしては、あり得るようなものに対して防衛力を持つ、そういうような程度でよろしいのではないか、そういうふうな判断に立ったわけであります。それが限定的な侵略に対する、こういうことでもあります。

○大出委員 非常に重要な答弁をいただきました。いままで私も長い間かかって防衛力の限界というものをずっと歴代の長官に承ってきた。松野さんのごときは、向こう岸が高くなればこっちの岸も高くなる、こういう御答弁のしかたもされど、これはまことに不可解千万なんですけれども、そうではなくて、やはりシビリアンコントロールを強調される長官の立場からすれば、シビリアンコントロールというのは最終的には国民なんです。私にはそう思うから、そうならば、さっきの問題も、国民に向けて、こういうことがあったということをフランクに言い立場が必要なんだ。その国民のそういう受け取り方の上に立つて、長官が、末端の隊員の皆さんが独走をする、走り過ぎるという形は、自衛の名においてとめなければならぬということになると思うのです。常時そうでなければならぬ。そうでないということ、とんでもないときに勇み足が出てくるということになりますと、自衛ではなくてなってしまう。だから、そういう角度からすれば、やはり一つの限定が、日本の自衛隊の考える限度というものが明確にされなければならぬと私は思う。そういう意味で、前回三次防衛決定のときに、私は増田甲子七さんに本会議で質問しましたら、この通常兵器による局地戦以下の、これは一体何だ、説明してもらいたいと言ったら、通常兵器による局地戦というのは、通常兵器による局地戦ということと答えた。大騒ぎになりました、そんな答弁がある

か。そうしたら、再答弁をする。何かと思つたら、コンベンショナルウェポンによるパッツの戦闘と言つた。ふざけるなと言つたら、いや、そう書いてあるのだと言ふのですよ。そうすると、私も常識的に判断すれば、米軍と話し合つていくわけでありますから、三次防衛ができた、話し合つていたんでしょ。英語で書いてあつたんでしょ。コンベンショナルウェポンによるパッツの戦闘と書いてあるんだ。それじゃ限度も限界もヘチマもない。シビリアンコントロールといつたつて、国民の受け取り方がない。そういう意味では、限定局地戦というものの考え方というのは私は前進をしていると思ふのですが、それだけに、あり得るような、つまり現実には起こり得る、あり得るようなところを踏まえていま限定局地戦とおっしゃるわけですね。そう理解していいのです。ね。そうすると、あり得るようなのは一体何が例にした場合に、たとえば日本の航空なら航空を例にした場合に、こんな縦深の浅い、横に長い日本列島、攻められたときに一体守れるか。守らなければならぬじゃないか、いまの航空勢力で、という人もいる。しかし、よく考えてみれば、中国は一体どのくらい航空力を持っているかといえ、迎撃戦闘機が主ですよ。そうすると、足の長いというのにも限度がありますから、中国はあれだけの大国でもなかなか日本に入つてこれはない。北朝鮮は、航空兵力はそうたいしたものではない。ソビエト、これはたいした航空戦力を保持している。しかしあとの戦力は、ということになる。おのずから限界がある、現在わかっている限りでは。だからそういうふうな考えていけば、確かに現在起こり得る範囲というものはきめられそうに思う。したがつて、その起こり得る状態というものをどういうふうな想定されて限定局地戦ということをお使いになろうとしているのかという点を承りたい。

○久保政府委員 私のところにアメリカの専門家が参りまして、私の意見を申しましたら、大体賛成をされましたので、こういう申し方をしてみたら

どうかと思ふのですけれども、脅威の中にプロパブルな脅威とポッシブルな脅威があるのじゃないか。プロパブルというのは、何か紛争の原因が現実にある。したがつて、現在は戦争はないけれども、起こる蓋然性というものは多分にある。ということとは、たとえばヨーロッパがそうでありました。これは国境その他問題があります。それから台湾がそうでありまして、朝鮮がそうでありました。アラブ諸国がそうであります。これは何らかの紛争原因がある。これは起こり得るかもしれないということでは相当十分に整備しなげればいけない。ところが、そういうプロパブルな脅威というものが諸国においてはどういう考え方をするのかという、近隣諸国に軍事力があるし、それらの軍事力というものは、自分の国に向けられるかもしれない。それはポッシブルである。可能性がある。現実には起こるとは限らないけれども、そういうポッシブルに対しては対処しなければいけないのじゃないだろうかという考え方をとる。したがつて、わが国がGNPに対して一%にも満たない防衛費を費やしているというものは、プロパブルでない、ポッシブルなものに対してはやはり持つていなければならないという防衛力じゃないか。したがつて、ヨーロッパは三%、五%の防衛力を持つていて、わが国も持つべきではないかということとはとるべきではなからう。ポッシブルなことに對して、われわれは持つていないんじゃないかと思ふ。そういう考え方、それが一つの前提。

それからもう一つは、先ほど限定的と申し上げました。たとえばわが国の周辺には実は相当強大な国があるわけでありまして、それらの国が全力をふるつてわが国を攻めてくるとすれば、わが国の対処のしようがないと思ふ。これははいかにアメリカが背後に控えていようと対処し得ない。しかしそういう事態は考えられない。たとえばヨーロッパでも力と力の対峙がありますし、そういう力の対峙を無視して、わが国に兵力を指向

するわけにはいかない。あるいは中ソ対立というものもありますし、これは当分の間解決するということとはあり得ないでありまして、そうすると、そういう兵力を転用して、こちらに向けることもあり得ない。あるいは米国の存在というものも周辺諸国には一つの重圧になっているかもしれない。それに対する配慮をやはり考へておかなければいけない。そうすると、わが国に指向する兵力というものはおのずから限られるのじゃないか。そうすると、それらの兵力というものを日本全土にわたつて第二次大戦中にわれわれが受けたような、そういう事態は考へにくいのじゃないかというところで、相手方の兵力というものはある程度限定し、したがつて、彼らがとるであろう、われわれがポッシブルと考へる戦術もある程度限定し、それに対する防衛というものを考へてはどうだろうかということを、新たな防衛力整備計画のほうでは考へてみたい、こういうことであります。

○大出委員 委員長、政務次官に、事が事ですから、責任ある人に聞いておきたい件がございます。これは向こう側の回答、それをどういうふうにして受け取つていくかということですが、沖特に出ていて、もう十分くらいかかるということですが、お見えになつたらすぐその質問をして終わります。

わかります、いまおっしゃっていることは。そうだとすると、つまり限定局地戦というものとらえ方は、概念としてはわかる。しかしもう少し具体的にものを言つたら、つまり四次防、五次防を踏まえて、おおむね十年かかるわけでありまして、いまの流れなら、そうすると、四次防、五次防を含めて、陸、海、空全体どのくらい、ことに陸は十八万体制で、あるいは質的に、あるいは省力化というのですか、長官の発言にありました。が、この海、空を含めて、どの辺のところまでをお考えなのかという点が一つなければ、いまの点についての理解に一つ欠ける。そういう意味で、ど

ういふふうに考えておられるか、そのところを……。

○久保政府委員 確におっしゃるようなことがございまして、もし限定的な侵略事態に対処するのではないというふうに申し上げれば、兵力は、やはりたいへん必要になってまいります。通常兵器による局地戦事態以下の事態であっても、相当の兵力が要ります。しかしいま申し上げたような意味で限定してまいりますと、おおよその見当がついてまいります。そこで長官は、この前の予算委員会でも申されたのは、陸上自衛隊が十八万、航空機が約千機、それから海上自衛隊については四次防とほぼ同じ努力を五次防において行なえば大体そんな数字になるんじゃないかと、ということをお申されたが、事務的に検討してまいりますと、大体そんなことでございましてあります。

○大出委員 機種その他いろいろありまして、うが、おおむねの見当として千機、そう考えている、こういうわけですね。

○竹内(黎)政府委員 確かに承りたいのですが、いまの誤爆、と言いつついいのかどうか分かりませんが、誤爆行為になるのかどうか分かりませんが、長官がまいこと言っておられますが、忘れておりますので、間違いがありません。

○中會根國務大臣 誤認動作。

○大出委員 その長官の言う誤認動作に対して、ソビエト側の——日本の大使館から参事官を呼んでものを言ったのでありますけれども、宮沢さんからの話を耳にしましたが、大抵中身はどういうことを言っているわけですか。

○竹内(黎)政府委員 ソ連側は、この種の事件の危険性を指摘するとともに、ソ連外務省としては、このような事件、誤認行為ですか、誤認行為の結果であるという日本外務省の説明を了解し、日本側が今後このような事件を反復して行なわないよう必要な措置をとることを期待するということを言明しております。

○大出委員 そうするとそれは、この間ちょっと電話で宮沢さんに聞いたときには、やはり何か、嚴重に注意をするということが口の端にありましたが、いまのは正式な向こうの内容ですか。

○竹内(黎)政府委員 文書ではございません。口頭ではございませうけれども、そのようなことでございまして。

○大出委員 そこで外務省としては、この問題の、つまり落着、決着をどういうふうにおとりになっておられますか。私は、これは、いまのような政治的にいい時期にあるから、ソビエトにおいて日本大使がおっしゃっているように、いまだかつてなく、たいへん日ソ間というものは政治的にはいい状態にいます、こういう時期だから事なきを得たような感じがするのですが、国際的には一つの借りだと思っております、これはこつが陳謝しているわけですから、釈明しているわけですから、したがってその辺のところを、政治的にはどういうふうに受け取られておりますか。

○竹内(黎)政府委員 確かにこれはこちらのほうの、こういう誤認行為でありまして、私どものほうに遺憾の点があるわけでございます。ただ私どもとしても、ソ連側がこちらのそういう態度を納得していただいたということは、先生御指摘のよう、現在の日ソ関係の状態を反映したことだと思ひます。貸し、借りという、こういう表現が妥当かどうか知りませんが、私どももいたしまして、別段こつちのほうで借りたからどうだろうという気持ちにはございせんけれども、政府の一般的な方針としては、現在の日ソ間のこの良好な状態は引き続き維持してまいりたいと思っております。

○大出委員 そこをはつきりしておきませんと、やはり国民にとっては一つのショッキングな事件ですから、そういう意味で承ったのであります。では、結論をここで出させていただきますが、いまの久保さんの御答弁を一つ前提にして、長官、この四次防というのについて、国防の基本

方針、これは非核三原則等の問題も含めて、改定のつもりがあるのかないのか、それをひとつ承りたい。

それから、この非核中級国家という概念について、だいたいこれは妙な論争が予算委員会、総理の言い方とだいたい違った形のものが出たような気がいたしました。が、こちらの理解について、非核専守防衛国家というふうに改めたように見えるのでありますけれども、このところは一体どうなっているのか、四次防を踏まえまして、近く予算等の関係の折衝その他をおやりになるそうでありまして、そこを承りたい。

それから、今後この四次防というのはどういう手順で進んでいくのかという点ですね、これもあわせて承っておきたいのであります。

それから最後に、沖縄返還の際における米軍の特殊部隊駐留について、これは日本国内にも一部分あるわけでありまして、これを基本的などういうふうにお考えになつておられるのか。

最後に、A E Wを買方がよく買わざるがごとく、国産するがごとくせざるがごとく、子供にダイヤモンドを持たせるようなものだという答弁が出てきましたけれども、昨年私が質問をしたときには、一機七十億と答えたが、今度は八十億と言つてみたり、さっぱりわけがわからぬわけでありまして、事これを開発するとなれば相当な費用が要することは間違いない。そこらのところは一体どういうお考えなのか、締めくくりの意味でお尋ねします。

○中會根國務大臣 国防の基本方針は適当な時期に変えたいと思っております。

非核中級国家という表現は非核専守防衛国家という表現のほうが適当であると思ひまして、そういう表現にいたします。

四次防につきましても、今月一ぱい中くらいにぜひまとめて発表できるようにしたいと思ひます。

沖縄の問題については、これは外務省にお聞きをお願いしたいと思います。

それからA E Wについては、四次防の中において国産自主開発を原則的に推進していきたい、このように思っております。

○大出委員 二点について再質問をいたしますが、適当な時期に変わる、こうおっしゃるのです、前にもそういう答弁が何回あったわけでありまして、どういうふうに変えるおつもりなんです。それからもう一つ、いまのA E Wであります、このA E Wについて国産開発をする。大体何組くらい、つまり合計何機くらいで、どのくらい国産でやるとかかるのですか。

○中會根國務大臣 基本方針の改定の内容につきましては、軍国主義といわれる歯どめになるように、そういう考えも入れまして、たとえば憲法を守り文民統制のもとに行なり、そういうようなアイデアを持っています。それからA E Wにつきましては、国産自主開発で四次防中に開発を行なつて、五次防期間に実用機を取得する。何機になるかというところは次の防衛計画の問題になりますので、いまから予測できない状態でありまして。

○大出委員 潜水艦がだいたいふえるように書いてありますけれども、原子力潜水艦の開発というのはどういうふうにお考えですか、四次防、五次防というところを方をして。

○中會根國務大臣 四次防においては考えていません。五次防については前から申し上げましたように、原子力推進の船舶がどの程度普遍性をもつか、そういうことを考慮しながら考えるべき問題であると思ひます。

○大出委員 外務省、特殊部隊のことをひとつ……。

○竹内(黎)政府委員 いわゆる特殊部隊につきましては、ただいま外務省は防衛庁のほうとも連絡いたしながらまず実態把握につとめている最中とでございます。そうしまして、いわゆる安保条約の目的並びに私どもは県民感情というものを十分に体した上で、実態把握の上で適当な処理をしたいということ、ただいままだ実態把握中でござい

ますので、これ以上答弁できないことを御了承願います。

○大出委員 結論として、あつてはならないことがあつたわけでありまして、末端に、そういう演習その他を通じて行き渡らないという形が常時行なわれておると、先ほど申し上げましたように、そういう慣行が生まれてしまふ、そういう危険もあります、新聞等も指摘しておりますが、また防衛自体の姿勢の問題とからんでどうやら制空、制海なんかの問題が出てまいりますから、どうしてもこちらのほうに行きかねない。つまり勇み足が出かねない雰囲気ができ上がる。いまの久保さんの答弁等、ある意味での眼界を明らかにしようという努力が見えておりますから、そういう基本的な姿勢についてもこの際やはり十分御検討いただいて、再びこういうことがあつたのでは、国民の単なるショックな事件では済まなくなります。お粗末ということでは済まなくなりますから、そこらのところについて十分御注意いただきたい、こう思うのであります。

○天野委員長 鈴切慶雄君。

○鈴切委員 このたびの自衛隊機のソ連艦を誤認攻撃したという事は、非常に重大な問題だと私は思います。そこで先ほど御答弁を伺っておりますと、どうして誤認をしたかわからない面があつたという内容の御答弁がございましたが、全く私はその意味が実にはわからないわけでありまして、そこでこの訓練に対する内容について少々私は御質問を申し上げたいと思ひます。

まずどういふ範囲内においての訓練であつたのか、どういふ艦艇が目標であつたかということ、それから攻撃は何回行なわれる予定であつたか、訓練の行程はどういふ行程で行なわれる予定であつたか、当日の視界としてはどういふ視界であつたか、またどういふ訓練の指令を出されたか、訓練の目的は何であつたかという問題についてこまかくお聞きします。

○久保政府委員 三月九日から十日にわたつての海上自衛隊の訓練であります、これは沿岸防備

訓練でありますけれども、その際にあわせて艦艇にとりましては防空の訓練、航空機にとりましては対艦艇訓練というを行ないたいということでありまして。

そこで訓練の形といたしましては、対馬から老岐にかけて艦艇が何隻か配置されておる。たとえばDE、護衛艦が四隻、それから魚雷艇が四隻、それから掃海艇が四隻というふうなことでこの海域に配置されている。その間に場所を明示しないで航空機による攻撃をせよということでありまして。通常の訓練とちよつと違ひまして、普通でありますと、艦艇と航空機と通信連絡をしながら、また艦艇のほうに航空機を乗せて訓練を行なうわけでありまして、今回の場合には少し高度の訓練を行なう、そういう意味で艦艇と航空機の連絡なしに、艦艇を見つけ次第攻撃せよという命令が航空部隊には出されておつたのであります。そこで先ほど申し上げましたように、航空隊のほうではソ連艦艇がほほこの地域にいるという意識がないままに、船を見つけたらこれは海上自衛隊の船であるというのを考えて攻撃したということに誤認の原因があつたということでありまして。

○鈴切委員 このときにF86Fの行動の概要といつたしまして、護衛艦と駆潜艇と掃海艇がその対象の船になつておるわけでありましてけれども、その当時、誤認攻撃をしたときの護衛艦並びに駆潜艇、掃海艇の位置はどこにあつたか、その点についてお伺ひいたします。

○久保政府委員 駆潜艇は対馬と長崎の間くらいにおりました。これを攻撃をいたしております。それから対馬の北方に護衛艦がおりましたけれども、この場合には飛行艇が付近におりましたので攻撃をいたしております。それから老岐の南のほうに駆潜艇がおりまして、これに対する攻撃を行なつております。さらに護衛艦がまた老岐の東方、若宮島と申しますけれども、若宮島の東方にあるはずだということで、それに対する索敵を行ない、見つけたと思つて攻撃をしたということ

あります、それは護衛艦ではなかつたということとであります。

○鈴切委員 要するに護衛艦が若宮島の東方にあるということは全くの誤認であつて、当時は護衛艦が全然ないわけでありまして、結局築城を立つた飛行艇は約七千フィートあるいは九千フィートの高さをもつて、三百六十ノットの早さで野母崎を通過して第一回の攻撃訓練を、対馬の近海で掃海艇を行なつて、そしていまあなたがおっしゃる通りに、宇久島の先に護衛艦がいたのを実は見通してゐるというのか、UF、哨戒機がいたために危険だという判断に立つて実はそこを通り越してゐるわけでありまして、その後老岐のほうへ行つて、第二回目の攻撃訓練として駆潜艇を二回にわたつて行なつた。その時点において、すでに実際に護衛艦というものは若宮島のほうにはないという現実がわかつてゐるわけでありまして。そうなら、すでにこの場所に来たならば、もう築城に戻るよう指令を出すべきが当然ではなかつたかと思ひますが、その点の配慮がなされてゐない。ゆゑに、まだいふではないかということ、第三の攻撃訓練としてソ連艦をやつてしまつた。これは福岡から北北西三十二海里、五十九キロの場所、東経百三十度十分、それから北緯三十四度四分という場所には全然護衛艦はいないわけですから。護衛艦がないのに、どういふふうな攻撃をした。それは私は、どういふふうなソ連艦がいるであろうと思はれる公海に於いての配慮が非常に足りなかつた、このように思ひますが、その点いかがですか。

○久保政府委員 結果的に見れば、護衛艦がいなかつたということは当然わかるわけでありまして、ところがこの訓練の想定と命令というものは、九州北部海面において海上自衛隊の艦艇が遊よくしてゐる、したがつて、艦艇を見つけた次第攻撃せよというものでありますから、これは航空機といたしましては、燃料の許す範囲内において索敵をしたければならない。攻撃だけではありませんが、索敵も今回の訓練の中に入つてゐる。したがいまし

て、ほかにどこかいないかということですが、そのは、一応当時の状況としてはやむを得なかつたのではなかつたかと思ひます。

○鈴切委員 九州北部方面というば、然る範囲内においての索敵という問題は、これは非常に配慮が足りなかつたのではないかと。少なくともどういふふうな艦艇とどういふ艦艇がいるんだ、しかもUFが哨戒をしてゐるときには、そういうところを見通してゐるわけですから、当然そのところにおける自衛艦というものは、もう対象に入らないわけですから、そういう点の配慮がなされておらなかつたところに私は大きな問題があるのかと思ひます。

そこで、どういふふうな問題について、先般の日米の共同演習がございまして、房総半島の沖に原爆を対象とした潜艦訓練を行なつた。そういう際に長官は、訓練計画についてはどの程度知らされておつたかという問題、それからまた今度の問題についても、だれが計画して、そして実施を命じた、どういふ流れの指揮系統をもつて伝わつてゐるのかという点についてお伺ひいたします。

○中曾根国務大臣 房総半島南における米原潜との訓練につきましては、私は事前にその承認を与えております。

それから今度の訓練につきましては、海上自衛隊の年次計画、業務計画の内部で幕僚長指揮のもとにいろいろ計画立案されたものだと思つております。

○鈴切委員 自衛隊が動くというものは、決して私は小さいことではないと思ひます。平時ばかりでなく、有事のときのことと考へてやらなければならぬことになれば、事はやはり重大になつてこようかと思ひます。そういう点について、やはり今度のこのいふふうな問題も、空幕あるいは海幕だけの訓練過程でなくて、少なくともシビリアンコントロールという立場であるならば、そういうことについての逐一の報告、それから承認、それに対するところのやはり国際情勢を踏まえた防衛庁長官の適切な指示、それから配慮がなされなく

てはならない、私はこのように思うのですが、その点いかがでしょう。

○中曾根国務大臣 大方の演習を行なうときには、私のところへ上申がありまして、一々指示し、また承認を与えたり、あるいは訂正を命じたりいたしました。この程度の演習は、業務計画の内部で幕僚長が西空方面に指示して行なっておるもので、一々この程度のものまで私の承認を得るということは必要ないのではないかと思います。それらは、すべて幕僚長のところへ報告は来、その検閲を受けて行なわれるものであると思っております。しかし大方のものにつきましては、また国際関係等を顧慮しなければならぬもの等につきましては、もちろん私がよく目を通してやらなければならぬと思います。

○鈴切委員 この程度というふうに言われておりますけれども、実際に現実結果としては、たいへんな問題を引き起こした問題であるので、この程度と見のがしている防衛庁長官のものの考え方、それがシビリアンコントロールを大きく逸脱していくような形にならうかと私は思うのです。要するに今度の誤認攻撃の直接の原因というのは、どういふ点が直接の原因だというふうに判断されておりますか。

○久保政府委員 一つの原因は、ソ連の艦艇が岩岐の周辺海域を遊よくしているというところは、海上自衛隊も知っておたわけでありまして、この訓練に際しまして、西部航空方面隊司令部に連絡をいたしております。ところが西空のほうで、この点を航空団のほうに連絡していなかったということが、まず第一の原因であります。

それから一般的には、あの海域にソ連艦がいるというところは、自衛隊としては常識として承知しておりましたけれども、特定のポイントについてのもろろん認識はありません。いま申し上げましたように、連絡が航空団のほうに行っておりませんでしたから、ポイントについての認識がなかった。そこで、あの海域について、九州北部海面について、遊よくしているのは海上自衛隊であ

る、しかも命令が、先ほど申し上げましたように、海上自衛隊の艦艇を発見次第攻撃せよという一般的な命令であるということ、それから通常の訓練よりもやや高度にしまして、連絡を断つて、連絡なしに、とにかくパイロットの視認によつて発見すれば攻撃せよということがあったということが、やはり原因ではなかったらうか。

もう一つは、艦型が、商船とはいふん違ひでしょうが、艦型が比較的わかりにくい。ちょうど写真を持ってきたので、御披露申し上げますと、これが海上自衛隊の船でありまして、この船ではありませんけれども、大体同じ艦型の船であります。いまそこからごらんになって、どの程度区別できるかわかりませんけれども、これが五百フィート以上、つまり上空で五百フィートですから、接近するときは、もつと何千フィートというか、何マイルも向こうから、三百六十ノットの早さで上空を通過する場合に、これとどういふふうに区別できたかという問題、これは区別さるべきであるし、区別されなかったということは、技術能力がまだそこまで練度が至ってなかったということでありまして、少なくともそういう状況において、この程度の船の視認を間違えたということになります。

もう一つは、ちょうどカメラでとっておりますけれども、こういうふうに写っております。よくおわかりになるでしょうか。要するにいまの距離でおわかりにならない程度に航空機では船の艦型がわかりにくかったのだらうというふうに私は推察をいたしております。

○鈴切委員 もともとこの問題については、すでに海上自衛隊はもう知っておたわけですから、それを、要するに航空自衛隊のほうに連絡して、航空団に微細な注意がやはりなされなければならぬ問題なのです、実際言つて、その写真を見て、これがわかりますかというふうにあなたが言われたら、私にはそれはわかりません。わかりませんけれども、少なくとも攻撃を加えようとする——専門家であるならば、当然それだけの教育がなさ

なければならぬわけですから、それをなぜ忘っているのですか。それで、これに対して事故再発防止のためには、いかなる具体的な案をお持ちであるか、その点について……。

○久保政府委員 おっしゃるとおり、パイロットは専門家でありまして識別すべきであります。したがって、私は識別できなかった原因がどこにあるかということをおし上げただけでありまして、彼らパイロットの行為が正当であったということをおしつくりはさらさざらざいせん。そこで、従来航空機の攻撃訓練と申しますのは、対地攻撃、つまり地上に対する部隊の支援攻撃訓練というものが主でありまして、日本に上陸してくるであろう艦艇に対する攻撃というものはやはり不十分でありました。したがって、当日についても海上自衛隊の艦の艦型については一応のブリーフィング教育はやつておたようでありますし、通常のパイロットに対する訓練におきましても、年間十時間以上はこの艦型の識別について訓練を行なっている。しかし、それが不十分であったというところは認めざるを得ないと思っております。

そこで、こういうことにつきまして、やはり訓練の度合いが少し早過ぎたということが反省されます。と申しますのは、いま申し上げたように、通常の海上自衛隊の訓練では、航空機と艦艇とで通信をやつて、それから攻撃する。それからまた海上の艦艇のほうに航空機を乗せて、それで注意をさせながらやらせるといふのが普通の訓練のようでありまして、今回はそれをやっておらなかったというところで、これはやはり通常のルートに乗せて安全を期すべきであらうという問題があります。それから、もちろんこういうことは私も私も承知しております。それから、海上自衛隊と航空自衛隊の連絡を、もっと密にするということ、それからこれらの訓練についてはソ連艦艇が周辺海域にいるということとを前提にして訓練をしなければいけないということ、それからいま申し上げた艦型の識別というものを、もっと訓練すべきであるということ、航

空幕僚長から航空隊に、航空隊から各航空団に連絡をいたしております。

なお関係者は、懲戒ではございませんけれども、口頭で厳重の注意が与えられておるといふことであります。

○鈴切委員 いま言われたように、今度の訓練は九州北部方面の海域に対するところのいわゆる敵艦の攻撃というふうなことでありますけれども、実際には、飛行機が敵艦を発見した場合に、東経何度、北緯何度、時刻は何時で、発見したから直ちに攻撃するといふふうな連絡をしながら攻撃をかけるということは当然の常識になっているわけですから、それを、とにかくさがしてこい、さがして戻ってこい、こういうふうな行き方であるところに大きなミスを生じたのではないかと思います。それで、連絡をとれば、その緯度について非常に違つておる場合には、直ちにその攻撃は中止をせよ、こういう配慮がなされるべきであった。ところが、艦とも飛行機とも全然そういう連絡がとれていなかったというところに大きなミスが生じた、そういうことで、こういう問題についての訓練に再検討を加えるべきではないか、私はそう思うのですが、その点についてお聞きしたい。

○久保政府委員 一応おっしゃるとおりであらうと思ひます。なぜ一応と申し上げたかと申しますと、戦術訓練といふのは、最も不利な状況においても戦術に参加せざるを得ないといふことでありまして、わがほうの有利な条件の場合にのみ訓練をするといふのは、初歩の場合には当然そういうことをやりますが、だんだん練度が高まってきたと、条件の悪いときにやらなければならぬ。ですから、民間機に比べて自衛隊機がわりと落ちるのは、航空気象が悪いときでも飛び出さなければいけないという問題があるわけでありまして、そういう意味からいって、一応こういう想定のもとに訓練をすることが一がいには悪いとは思ひませんが、しかし、先ほど申し上げたように、いまだそれは識別する能力がすぐれていないのに、そういう前提で訓練をするのはまだ早過ぎ

とすること、いまのような訓練は必ずしも適当でない。おっしゃいますように、訓練計画、訓練内容というものは再検討すべきであらうと思ひます。

○鈴切委員 日本海、特に三海峡、対馬、津軽、宗谷等のソ連艦艇の動向についての現状は、どのように判断されておりますか。

○久保政府委員 極東にありますがソ連艦艇は、最近非常に活発化しております。これは全世界的なことでありまして、それらを行動の類型別に若干の件数を申し述べてみますと、沿海州の基地とカムチャッカの基地との往来というものが各海峡百隻近くありまして、年間合計二百数十隻であります。それから米艦艇が日本海で行動するときの追尾監視行動、あるいは日米が共同演習をやります場合の追尾監視行動、それから海上自衛隊だけの訓練におきます追尾監視行動、そういったものを合計いたしますと、年間約二十隻ぐらいということになります。それから、日本海及び太平洋におきます海洋調査というものが十数回、これは日本の港に寄港したものだけを拾ったものであります。寄港しないものはおそらく常時であらうと思ひます。これは、ソ連艦艇は、全世界的な規模において行なっております。それから、対馬海峡と宗谷海峡については、常時遊よくいたしておるといふような状況のようであります。

○鈴切委員 対馬海峡においては常時遊よくをしておるといふ状況下であつて、しかも海上自衛隊はこのソ連艦艇の存在を認めてゐるわけでありまして、そういう点において、私は現実の状況下にあつてやはりその配慮がなされなかつたといふところに、大きな根本的な問題があるかと思ひます。そういう点について、今後やはり十分に注意をしなければ、再度そういう問題が起る可能性も十分含まれてゐる、そのように思ふわけですか。

そこで、海上自衛官の幹部の中には、旧軍の海軍航空隊的なものをつくれといふ意見もあるよう

であります。将来そういうものをつくる計画が

○久保政府委員 海上自衛隊におきましては、海洋における哨戒のためにP2J、あるいは古い型であります。S2Fという固定翼機と、それからヘリコプターを持つてゐるわけでありまして、理論的に申せば海上を侵襲して艦艇を攻撃する

のほうはなじみやすいといふ考え方もありますが、わが国としましてはやはり少数の飛行機をいろいろな分野に活用しなければなりません。海洋だけでなく、やはり陸地にも上陸してれば、陸地の支援戦闘もやらなければいけないといふことで、同じ飛行機をいろいろな分野に活用するといふ意味で、航空自衛隊に所屬させて、それをいろいろな方向に活用するといふことがしるべきであると思ひますので、海上自衛隊について、そういう意味での航空部隊というものを持つて考え方は全然ございせん。

○鈴切委員 四次防では八千トン級のヘリ搭載艦を二隻建造する計画があります。これがエスカレートして、ヘリ空母なりあるいは戦闘機搭載の空母への発展といふことも考えられるわけですが、それとも、そういう意図は全くございせんか。

○久保政府委員 四次防を検討する場合、先ほど申しましたように、一応十年ぐらいの将来を見通して検討してゐるわけでありまして、そのスケジュールの中には、いまおっしゃつたようなものは全然載つておりません。

○鈴切委員 今度の誤認攻撃ということが及ぼす影響といふものは、これは重大な影響を持つてゐるわけですが、今度の場合、誤認攻撃があつて、幸いにして相手方がそれに對して應便な処置をとつてきたわけでありまして、実弾による対応処置がとられることになれば、日ソ間あるいは国際問題として大きな影響を及ぼす結果になります。

また、相手に対してわがほうが挑発してゐるとい

の平和を阻害するものである、こゝういふふうに私は実は思ふわけでありまして、この点について、長官はどのように今度の問題の重要性といふものに對しての御認識、反省があらうのか、お伺いします。

○中曾根閣僚大臣 先ほど申し上げましたように、当方の間違ひからそのような誤解を与えたことはまことに遺憾でございます。今後、自衛隊を引き締めて、再びこゝういふことを起こさないように、よく注意してまいりたいと思ひます。

○鈴切委員 今度の場合はそれで済んだわけでありまして、誤認攻撃をした相手方がたまたま実弾による対応処置によりF86Fを落とした場合の防衛庁としての判断、そして現地部隊のこの点についてお伺いします。

○久保政府委員 この艦艇につきましては、ソ連側に言わせると、警報を発したといふことによりであります。警報といふのは、一メートル四方の旗を二ないし四あげるということのようでありまして、どうもその程度のものでは見にくいのであります。警報を発したといふことを現認しております。したがつて、おっしゃるやうに、海上艦艇のほうから、自衛行為であるといふことで攻撃を受けた場合に、わがほうは当然退避するわけでありまして、これがいけないといふことは、私もちよつとよくわからないので、外務省のほうの御見解を伺いたいと思ひますけれども、やはりわがほうに非があつたといふことになるのではなからうかといふ感じが、私個人はしております。その辺の法律的な關係はよく存じております。

○鈴切委員 いま私がお聞きしてゐるのは、誤認攻撃をした相手方がたまたま実弾による対応処置をとつた、そしてF86Fがそれによつて墜落をしたという場合に、防衛庁としての判断と、現地部隊のこのべき処置をどのように判断されるか、最悪の場合を私はお聞きしてゐるわけですが、

○中曾根閣僚大臣 その場合は、やはりわれわれ

のほうで遺憾の意を表して、そしてその後の処置については、外交交渉で、兩國の良識に訴へて解決すべきものでありまして、国際法とかそのほかのいままでの関連法規あるいは慣習、そういうものがいろいろ参考になつて解決策がとらるべきものであると思ひます。いまここで裁判の判決みにたい、こゝうだといふことはちよつと申し上げにくいことでございます。

○鈴切委員 四次防においては空と海とを充実するといふことで、航空優勢、それから制海確保といふことが打ち出されておられますけれども、具体的にどういふことをやうとされておるのですか。

○久保政府委員 いずれ四次防の内容が確定すれば申し上げたいと思ひますが、制海といふ分野ではもちろん、確保とおっしゃいました。確保する段階にはまだまいりませんけれども、現在あります海上艦艇に對し、先ほどおっしゃいましたヘリを搭載する護衛艦二隻、その他艦艇の増強によつて對潜能力をふやしてまいるといふことで、大出委員からも御質問があらはれたやうな範囲内においてそれらの艦艇を遊よくさせて、制海の確保に努力するといふことであります。

それから航空につきましては、F4部隊が出てまいりますので、その能力、及びナイキ、ホークがそれぞれ七個、八個の団ができますので、これによつて防空能力を相當に向上させる。ただし、これもまだ所望の域には達しないといふ段階でございます。

○鈴切委員 先ほど大出委員からもお話がありましたけれども、従来は領空、領海、いわゆるわが領土内における専守防衛であつたわけでありまして、前長官においては、領空、領海、そしてその周辺、といふふうな表現が交わつてきております。ところが中曾根防衛庁長官は積極的に公海、公空防衛を打ち出してこられたわけでありまして、航空優勢、制海確保の構想が長官によつて打ち出されてきておるわけでありまして、たとえ

は公海、公空といつても、やはり相手方の領海、領空のきわまでは公海、公空になるわけでありま
す。観念上、制海、制空権を確保するというの
は、どういふ範囲までをお考えになつておるか、
この点についてお伺いします。

○中曾根国務大臣 本土防衛に必要な範囲内、そ
して自衛権の行使が妥当であると許される範囲内
で、節度をもつて考へべき範囲と考へておりま
す。

○鈴切委員 個人的な意見でもけっこうでありま
すけれども、すなわち本土防衛に必要な範囲内と
いうことは、どの程度を示しているのか。先ほど
私が言いましたように、公海、公空といつても相
手方の領海、領空のきわまでは公海、公空になつ
てゐるわけでありまして、そういう点も含めて
の制海、制空であるかどうか、その点についてお
伺いします。

○中曾根国務大臣 それはそのときの事態に應じ
て弾力的に判断するべきもので、いま一定してこ
ういふ範囲といふことは申し上げにくいと思いま
す。そのときのこちらの脅威の態様とかあるいは
科学技術の進歩の度合いとか、そういうような
いろいろな条件によつて適正な判断がなされなけ
ればならぬ、そう思います。

ただ、申し上げられることは、やはり本土防
衛の必要の範囲内で自衛権の行使が正当に許され
る、そういう範囲を頭に置いてこれは行なうべき
ものであると思ひます。

○鈴切委員 相手方の対応処置、それから諸情勢
において考へらるべき筋合いであるといふこと
になれば、結局はそれも含めて今後は考へていか
なければならぬ問題であるかどうか、この点に
ついてお伺いします。

○中曾根国務大臣 いまの、それを含めてといふ
のは、どういふ意味でありますか。

○鈴切委員 それを含めてといふことは、要する
に公海、公空、それが相手方の領海、領空のきわ
までは公海、公空でありますから、当然そこまで
力が及ぶ範囲内、そこを一つの目途として、もち

ろん諸情勢もあるにしても、それもやはり含めた
制海、制空権といふものを考へていかなければな
らないといふことになるのでしうかといふこと
です。

○中曾根国務大臣 さつき申し上げましたような
本土防衛の必要性、それから自衛権行使の正当性
といふことを考へてそれを行なうべきで、そうい
うような必要性が疑われるような事態のもとに他
国に脅威を与えるようなことは、敢て慎むべきで
あると思ひます。

○鈴切委員 沖縄が返還されると、沖縄、小笠
原、本土を含めて防衛区域は広がつてくると思ひ
ますけれども、それに伴つて制海、制空の地理的
範囲も当然広がつてくると思ひます。大体そうい
うことから考へた場合、どの範囲を制海、制空権
の範囲としておさめておきたいという構想がおあ
りであるか、その点についてお伺いします。

○中曾根国務大臣 いま申し上げましたような一
般的、抽象的な考へ方で基準をつくつて、そして
具体的な範囲といふものはそのときの情勢によつ
て考へらるべきもので、いまから申し上げにくい
問題であると思ひます。

○鈴切委員 具体的な問題はなかなか言われな
いといふようなお話がありましたけれども、先ほど
大出委員から話がありましたように、衆議院の予
算委員会において防衛庁長官が「日本近海におけ
る潜水艦の跳梁を許さない」、「南西諸島から沖ノ
鳥島、南鳥島をめぐる以内の地域においては相手
の潜水艦の跳梁を許さない、そういうぐらゐの力
を整備していきたい」といふふうに言われておる
わけでありまして、そういう潜水艦の跳梁を
許さないといふことは、要は制海、制空権をそ
こに範囲を置くといふふうに考へていいかどう
か、この点お伺いいたします。

○中曾根国務大臣 制海、制空権といふことはど
ういふことを意味するかによつてこれは違ふの
で、そういうことを使うことが適當であるかど
うかも私は疑問であると思ひます。それで、あの
範囲内のことば、一般的に大体この見当といふの

を、本土防衛及び日本に対する物資補給あるいは
輸送、こういう面から重要と思われる地帯につ
いて、そういう考へを表明したのでございまして、そ
の範囲を全部カバーしてしまつて完璧を期してア
リ一匹も入れないといふような、そういうかた
いものではないのじゃないか、一般的に見当とし
て、あれは申し上げた発言なのであります。

○鈴切委員 先ほどもお話がありましたように、
三月の十日の水曜日に誤認攻撃をされて、三月の
十一日の木曜日に防衛庁より外務省に連絡をした
わけでありまして、三月の十九日にソ連大使館の
参事官を招致して、そしてその釈明を行なつた、
こういふことでありますけれども、私は、とにかく
これが誤認攻撃であつたといふことは、もう明
らかになつておるわけでありまして、とするなら
ば、当然これは早く意思表示をすべきではなかつ
たか。どうして十一日から十九日の間までほう
ておいたか、その意味がわからないわけであり
ますが、その点についてお伺いします。

○宮沢説明員 先ほどすでにその点につきま
して多少御説明申し上げたつもりでござい
ましたが、ただいまおっしゃいましたように、私ども
としては、これが挑発であるといふふうに先方
にとられるようなことはどうしても避けたい。そ
のためには、確かにこれが誤認であつたといふこ
とを私どもとしては十分に確認したかつたわけ
でございまして、その点を相手に十分な説得力を
もつて説明し得るためには、防衛庁のほうでど
ういふ経緯でこれが起こつたかといふことをさら
に十分に御説明願ふ必要があると考へましたの
で、そのために時間を費したといふことござい
ます。

○鈴切委員 当然これが誤認攻撃であつたとい
うことがわかつたならば、早く意思表示をすべき
が、要するに私はそれが国際間の通例だと思ひ
ます。それを一週間も八日もほうつたらかしに
して、そしてしかも、ソ連大使館の参事官を呼んで
話をするといふのでなしに、こちらから向こうへ
行つてあやまつてくるのが当然じゃないですか。

それが私は礼を尽くしたことになるかと思ひ
ます。それを、向こうの出方を云々といふことを
言われておるわけでありまして、やはりそ
ういふ点についても、私は、ソ連に対する陳謝の
しかたが、あまりにも日本の外交として処置が手
ぬるかつた、そのように思ひます。

それから、ソ連の外務省は四月五日にこちらに
対する抗議を出されて、四月の二十日に初めてあ
る新聞がこれを取り上げたことを契機として、こ
の問題が明らかになつたわけでありまして、これ
も、こんな重大問題をばらんだ問題は、やはりミス
はミスではつきりと国民の前に早く明らかにすべ
きじゃないか、少くとも四十日間もこの問題をほ
りつておいて、そしてある新聞がこれに対して書
き立てたといふことで、驚いて防衛庁として見解
を発表するなんといふことは、私は、まことにその
防衛庁のペールに包まれた内容、それを非常に心
配するわけでありまして、かつてそういうふうな
過去においても知らされなかつた、しかもいつの間
にか軍部が戦争へ持つていつたといふ、そういう
苦い体験を持つてゐるだけに、私はミスはミスで
はつきりすべきではなかつたか、それを発表する
ことによつて、国民もともにその問題について、
やはり誤認攻撃であつたとするならば、それは私
どもとしても、国民としても、ソ連にあやまらな
ければならぬ点はあやまらなければならぬ、
こういふように思ひますので、長官はどの
ようにその点についてお考へになつていますか。

○中曾根国務大臣 先ほど申し上げましたよう
に、国民の皆さま方にこういふことを報告する
ことは大いにこれから氣をつけてやりたいと思ひ
ます。

○鈴切委員 時間が追つてきておりますので、先
ほど四次防の原案がいろいろ出されて、ここにあ
る新聞が取り上げて「原案固まる」といふふう
に出てるわけでありまして、今度の四次防
の原案は、さきに四次防の素案が出ておるわけ
でありますけれども、それとどのように変わつたか
といふことが一つ。それから、先ほど国防の基本

方針、これは改定するというふうに言われておるわけでありましても、改定をされることなればいつごろ改定をされるか。当然国防の基本方針がきまつて四次防というものの大綱がきまつてくるわけですから、そういう点について、いつごろその改定をされるかという問題。それからまた、四次防の原案が固まつておるといふけれども、実際に四次防の原案をいつごろ発表できるかという問題。また国防の基本方針の中でどの点が一番一つのポイントとして改定をしなければならぬかという具体的な問題。それから国防白書でございませうけれども、国防白書については第一回が出されました。その内容については決して満足のいける内容ではなかったにしても、国民の立場としては、一応国防白書を出されたということについてはこれは期待を持っておるわけでありま

すから、そういう点について、今後国防白書については、具体的にどういうふうに取り組んでそうして発表されるかという、そのことについてお伺いいたします。

○中曾根国務大臣 国防の基本方針につきましては、私は四次防が正式に決定する前後に改定したいと希望していますと申し上げました。(鈴切委員「それはいつごろですか」と呼ぶ) 一つになるかわかりませんが、夏ぐらいまでというふうに一応考えております。次の新防衛力整備計画を国防会議で正式に決定するときということでありま

すから、その前またはあと、前後という表現を使っております。

内容は、さつき申し上げましたように、軍国主義そのほか海外からいろいろ誤解のことばも多少ありますから、そういうことの歯どめとしての意義も非常に重要視してやりたい、そういう意味で、日本の国防ということばは、憲法を守り、文民統制のもとに行なうというふうな、そういうような内容を入れることもまた適当ではないかと思っておるわけです。

それから新防衛力整備計画は、目下詰めの作業をやっておるので、前とどこが違うといわれれば、前と一体ありますが、いろいろ出入りがあるわけですから、そういう意味では、どこが違うか、どこがどうなったかというところは、いまのところそういう具体的な問題まで申し上げる段階に至っておりません。しかし、今月中に詰めを終わって、できるだけ早目に発表するようにいたしたいと思

ふ努力させております。

白書につきましては、毎年出すのが適当であるかどうか、これはもう少し検討を要すると思ひます。そういう必要が起きたときにやるのが好ましいのではないかと、私はそのように考えております。

○鈴切委員 国防白書については、そういうふうなお考えだということでありませうけれども、少なくとも、私は、今度四次防が組まれるときには、国民の皆さん方に知らせるという意味においては、いままでとは全然状態が変わってくるわけでありませうから、そういう点について国防白書を出しになるかどうか。それから四次防が来年度から予算化されるのであれば、少なくとも先ほど言われたように、夏ぐらいまでには大綱が決定しないではないかと思ひます。そうなりますと、国防の基本方針はそれ以前に決定しておかなければいけないのじゃないか。現在どこでどこが窓口になつて、国防会議にかけるのはいつとスケジュールを組まれておるか、当然防衛庁としてはそういう日程を組まれてやっておられると思ひますけれども、その点について最後にお伺いいたしま

す。なお、防衛二法を今後審議する過程において、四次防等についてはまた詳しく追及をしていくつもりでありますけれども、いまの点について……

○中曾根国務大臣 白書につきましては、国民の皆さま方に御理解を願うという趣旨が非常に多いのでございませうので、そういう必要性が出てきた場合にはできるだけ積極的にやるほうが、私は好ましいと思ひます。

いまの御指摘の次の新防衛力整備計画につきましても、その内容をお知らせするということは非常に意味のあることであると思ひまして、検討してみたいと思ひます。

それからもう一つは、スケジュールはまだきまつておりませう。これは詰めが終わつてから今度は大蔵省に交渉して、大蔵省、関係各省の議が固まつて、それから国防会議へ上がってくるものですから、その間の窓口とか何とかという、そこまですでに詰りが至つていない状況でございませう。

○天野委員長 受田新吉君。受田委員 私は今回の誤射事件に対しまして、外交上及び防衛上の両面からきつめて端的に問題点をしほつてお尋ねします。

まず、事件の内容については、先ほど来の議論である程度全貌が明らかにされましたが、ここまですでに誤射であることが明白になつた事件を四十日も無視してきた理由はどこにあるのか、またこの発表を四十日も控えた責任は防衛庁になりぬのか外務省になりぬのか、その立場を明白にお示し願ひたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 先ほど申し上げましたように、外交問題というものは非常に慎重に取り扱わなければならぬところであり、事態が起きてその直後に、私はこれは非常に大事であるから、対ソ関係については直ちに当方としての措置をとる必要があると判定しまして、外務当局に資料を出しわれわれとしてはいろいろ外務当局に資料を出したりしたわけですから。しかし外務当局は、やはり国際関係というものは非常に慎重にやらなければならぬこともありましようし、資料も集めるには、部内の会議もありませんし、それからいまままでの国際慣例とか日本とソ連との関係とか、そういういろいろな問題を調べて最終的判定を下して、しかる後に外交関係というものは発動していくべきものであらうと私は思ひます。そういうことで先方に對して意思表示が行なわれ、先方もまたおそれなく調査をしたと思ひますが、二十五日たつて、四月になつてからいままのような報告の事態があつたわけですから、それで、そういうような先方と交渉して

いる間は、これは発表すべきものではないだらう、落着いたときに、こういう経過でこういうことがあつたということを発表することが適當であるように思ひます。今後はそういう点はだいに反省をいたしまして、改革してまいりたいと思ひます。

○受田委員 防衛庁長官と私は見解を異にいたします。つまりこういう重大事件の発生に對処して、事件が落着いて後に公にすべきであるというたゞいまの防衛庁長官の御意見は、これこそ秘密外交に通ずるものであつて、外交上の秘密として外務省が考へてゐる問題とは別の問題である。外交上の秘密と秘密外交は相違すると私は思ひますが、竹内政務次官、私の見解にお答えを願ひたい。

○竹内(警)政府委員 私どももただいま防衛庁長官から述べられた見解と同じでございます。ただ、この際一言釈明を許していただければ、私どものほうのアクションをとるまでに若干時間があつた。これはいろいろと私どもとしても防衛庁関係に事実を確認する等、あるいはいま申し上げたような国際的な反響等を検討する等、若干の時間を要したわけでございます。何か都合が悪いから特段伏せた、こういう他意はなかつたということ、を、ひとつ御了解いただきたいと思ひます。

○受田委員 こうした事件は、おおむね最後に落着いて後にはいふときには、非常に悪い事態になつてゐるか、円満に解決してゐる事態しかないわけですから。これが日米関係、日ソ関係という、そうした立場上の防衛に關係する問題であるだけに、非常にデリケートな要素をかかえてゐると私は思ひます。けれども、事件が起きてゐると、直ちに防衛庁はこういう事件が起きたと天下に公表すべきである、そして外務省はこの事件の処理に當つて直ちにソ連政府に陳謝の意を表明した、こういうことを、事件が十日に起これば、翌日は新聞に政府の見解が表明され、国民はまたソ連に對して誤射事件が発生したことを深くわびる気持ちに、国民の感情もわき立つようになすべきだ、そ

ういうところに外交上のうるわしさがあり、また外交の成功があると思ふのです。私は竹内さんにお聞きしたいのですが、この種の事件を今日まで延ばしたことは、外交上の秘密の立場からやられたのか、いわゆる秘密外交と称せられる部類に入るものと思われるか、そのいずれかという点でお答え願ひたい。

○竹内(警)政府委員 いわゆる秘密外交に属するものだといいことで、私どもの行動を起こすまでに若干時間的なあれがあったというわけではございません。先生御指摘のように、秘密外交だからこつそり事を運んだ、こういうことではございませんが、先ほども申し上げましたように、事実関係等防衛庁さんに問い合わせたり、あるいは部内の会議等に若干時間を要したわけでごさいます。決してぐあいの悪いことだから、できるだけ伏せておこうという意図ではなかったことは、御了解いただきたいと思います。

○受田委員 このことを通じ、防衛庁長官がかかる事件が起きてたいへん申しわけないと天下に宣言をし、外務当局は防衛庁長官のこの意思に基づいて、誤射事件が起った処理を外交ルートを通じてソ連政府に陳謝を申し入れた、直ちにこれを国民に知らしめるという措置をなぜとらなかったかを聞くのです。

○竹内(警)政府委員 ただいまも申し上げたように、私どもは別段他意がなかったわけですが、事実関係から先生御指摘のような疑念がこれまた当然出てくるものだと思いますので、今後このような事件がたびたびあつては一番困ることですが、そういった発表の關係につきましても、また先生の言わんとするところを十分体しまして、わが外務省としても反省してまいりたいと思ひます。

○受田委員 防衛庁長官、これは私非常に懸念するのですが、外交上の秘密はわれわれも一応認めてあげなければならぬと思ふのです、外交の技術上の秘密は、しかしいわゆる秘密外交は外交を暗くする。その意味でわれわれはとるべきでないと考えております。国務大臣として秘密外交という

のは排除される立場に立たなければならぬ。外交上の秘密は尊重するが、秘密外交というのは排除する。そういう意味から、今回おとりになった措置は秘密外交の部類に属する残念な現象である、かように私は思ふのです。特にこの事件はソ連が好意をもつて迎えてくれたから済んでいるけれども、先ほどの質疑問答で明白に示されたように、もしソ連の軍艦が、攻撃行動に移った、その形を攻撃と認めて、個別的自衛権の発動の意識をもつてこれに応射してきたとしたらば、いかなる事態が起つたか、はかりしれない一大事になったと私は思ふのです。法律上、攻撃姿勢に移った日本のF86Fを向こうの艦長が撃つと命令を下すことは、絶対に私は不法行為でなくして、これは法的には自衛権の発動だと思ふが、法律解釈でどう思ひますか。

○久保政府委員 私、必ずしもよくわかりませんが、ただ申しますことは、たとえ艦艇、軍艦、領土の延長でありますが、日本の領空に外国機が来た場合に、わがほうは正当防衛として直ちにこれに射撃いたしません。わがほうは攻撃を受けした場合に正当防衛という考え方に立っておりす。共產主義諸国では領空を侵犯した場合にすぐ射撃をした事例がありますが、私どもの立場からすれば別に紛争要因があるわけでもなし、日ソ間で交戦状態になつてゐるわけでもございせんから、飛行機が来たからといってすぐに攻撃を艦艇側から加えることは、私どものことばから言へば過剰防衛に属すると思ひますけれども、しかし国際関係というのはいへん複雑なものでございまして、お互いにすきなことを申しますから、彼らのほうで自衛であると申せばなかなかこれは解決のしにくい問題ではないだろうかというふう

○受田委員 局長さん、わがほうは攻撃態勢に移つてゐる、爆弾こそ落とさないけれども、向きを突えて艦に向かつてゐる、その場合に、爆弾を落とそうと落とすまいと、爆弾を落とす可能性も予知されるわけでごさいますから、これに対して自衛

権の発動として撃ち落とすということもあり得ることだ。プエブロ事件も現実に起つてゐる。そういう意味で、この場合に誤射であるから撃たないであらう、もし撃つたら向こうは情勢判断を誤つた形だというふうな解釈は成り立たないと思ふのです。これに射撃した場合には不法行為ではない。法的には攻撃姿勢に入つて、突入する飛行機を、爆弾を投げようとして投げまいと、もうすぐに爆弾を投げる態勢で入つてくるのを撃ち落とすということは当然あり得ることなんだ。だからこのソ連艦が攻撃態勢に入つた日本のF86Fを攻撃機と認めて未然に、爆弾を落とす前に撃ち落とすということは法的にこの場合許されると私は解釈するので。不法な射撃ではない。法律論として私は成り立つと思ふのですが、いかがですか。

○久保政府委員 国内の法規の解釈にしまして、いろいろな学者により、裁判官により解釈が違つてまいりますので、一がいには否定いたしません。しかし私どものほうでは、たとえばかりに外国の飛行機が攻撃態勢でわが領土に入つてまいりまして、撃ち落としたり、あるいはナイキを射撃したりすることはありません。私どもの解釈では自衛あるいは正当防衛というのは、相手方がまさか、たとえ弾倉を開いたというふうなことが認められたり、そういうふうなきわめて客観的な事実があつて初めて応戦するということとを正当防衛あるいは自衛と解釈いたしております。しかしながら、先ほど申し上げましたように広く解釈することも可能であり、ことに国際関係というものはきわめて不明瞭でありますから、そういうふうな自衛の発動であるという態度に出られた場合に、わがほうも対応はなかなか苦勞するであらうというふうに思ひます。

○受田委員 日本の自衛隊の緊急発進などの場合における考え方をいま言つておられるようでごさいます。しかし現実にはわがほうの飛行機がソ連の軍艦の上に攻撃姿勢に入つてゐるという形は、爆弾を積んでいようといふなからうと、攻撃という形に解釈できると私は判断するので。幸いソ連

はこれに射撃してこなかった。ほんとうに不幸中の幸いだと思ふのです。もしこのときに射撃した、仮定論ではなくして、現実であり得る問題にぶつたからお尋ねしておきたいのですが、防衛局長としても十分心得ていたのだと思いますが、こちらが誤つたにせよ攻撃態勢に入つた、向こうはそれを攻撃と見て撃ち落とす、そういうあらとに続く別のF86Fがまたこれに入つてくる、それを撃ち落とされる。こういう情勢を見て現地の航空司令官が、ソ連艦によつてわがほうのほとんど飛行機を撃ち落とされた、直ちにこれをたたけというところで、一応中央へ上申してやるといふ時間的余裕がない、緊急避難の立場、正当防衛の立場から現場でこれを処理するといふ場合が起り得る可能性もあるのです。つまりたたかなくても黙つて見ておるという形ではなくなる事態が起ると思ふのです。そういう事態が予測されるようなかつたので今回の事件が起つておる。そうすると今度は、わがほうの領海でやるわけではなくして公海でやるわけですから、その公海に対して出動して敵をたたかうなかつたところで攻撃を加える。その日本の自衛隊機に対して日米安保条約というふうなものがあるというふうな動かし難いようなことも、問題が起るわけですね。わが日本の施政の及んでおる領域でなく、公海で起つた事件に米軍が出ることは私は思ひません。けれどももう中曾根長官が、公海でこれを迎撃する、これは防衛だといふ解釈をとつておられる以上は、公海で起つた事件に対して米軍がどういふ形をとるべきか。つまり領域に対する侵犯の危険が増大したためという形で公海でこれを処分しようといふといふ場合に、米軍の行動についても非常なデリケートな問題が起つてくるというふうな事件が発生する可能性がある。私はそういう事態が予測されるような今回の事件だと思ふのです。ソ連は国連憲章五十一條の個別的自衛権の発動としてこれを射撃して撃ち落とす、こう解釈する。そうしたら今度わがほうは日米安保条約の発動を要請するとかいふような、不測の事態が思わぬところから

起る可能性がある。特に日ソ間の関係が非常に悪化した事態などでは、そういうことが予測されるわけだ。いま国際情勢が非常に、日ソ間の情勢がよいという前提で、比較的そのことを軽く考えておられるけれども、そういうことは常に深い配慮をして誤りなきを期さなければならぬ。これは重大な問題です。竹内次官、そう思いませんか。事件の内容を非常に重大だと思いませんか。

○竹内(黎)政府委員 今回のわが自衛隊機による誤認攻撃につきまして、ソ連側が非常に善意をもってわがほうの説明を了承してくれたわけだ。ございまして、これはまさに私は両国の親善関係の結果だと評価しております。かりにソ連艦船のほうから応射があった場合はどうかということですが、私はちょっとその場合は研究しておりますので、きよりは答弁を保留させていただきます。

○受田委員 この事件は非常に重大な要素をはらんでいるわけだ。一步誤れば日ソ間の戦況をかなり出す危険がある。そして日米安保条約の発動を誘発するような危険も考えられるような形の事件です。それをソ連の好意で押えられておることでは済んでおるわけでございますが、法律論争でいったら、そのときに日本の飛行機を撃ち落とされた、それに対してわがほうはこれを攻撃に行った、それが今度は米國への協力要請につながってきた、というよりなところへ発展することとは全然ないという問題でない可能性を生ずる問題なんです。そういう重大な問題です。非常に深刻な問題である。

私は防衛庁長官にちよつとお答えを願いたいのですが、さつき大出さんにも鈴切さんにも答えておられたようですが、この問題は非常に微妙な問題のような扱いをしておられるようです。しかし一歩誤れば重大な国際問題になり、安保条約の発動にもつながる危険がある。そういう状態の誤射事件である。私はこの責任はきわめて重大であつて、軽視すべき軽微なる問題ではないと思つておる。

す。幸い日ソ間の関係が好転している時点において起つて、ソ連の非常に好意的な出方によって救われておると思つておりますが、むしろ私はこういふときにこそこの問題の責任の処理を明確にしていただかなければならぬと思つて。第一線のパイロットが能力がなかったなどという軽微な問題で片づけるべき事件ではないと思つております。F86Fというのはい人しか乗れない飛行機です。ファントムのような二人の者が搭乗している飛行機じゃないのです。一人で操縦もやらなければならぬ。偵察もやらなければならぬ。判断もしなければならぬという、高度の知性と行動を必要とする最も重大な責任を持つて、重荷を背負つて一人乗りをしていられるのがこのF86Fです。したがつて、そのパイロットに、おまゝたちの技術能力、判断能力が不足したなどといつて、しかも命令が下達していない。そういう非常に不意な訓練が行なわれておる。一体、西部航空方面隊の司令官や第八航空団の責任者たちに注意をするというくらいの問題じゃないですよ。これはゆゆしい外交問題がひそんで、四十日間も無視して秘密外交のそしりを受けておる重大な問題であるのです。ね、長官。かつて早川自治大臣が大使館事件で責任を負つたことがあるのですけれども、日ソ間の好転した外交の中で起つた事件とはいへ、防衛庁の中に、自衛隊の指揮系統の中にどこかにたつみがある。抜かつておる。抜かつておるから、そのパイロットの一人が判断を誤つたようになつたところでは済まされないような大事件が起つておるのです。これは自衛隊という権力団体としては最高の団体の中に、上は長官から下は一兵卒に至るまで、その責任の所在を明確にし、その連絡協調をはかる統合幕僚会議といふものが、このときは陸海空の連絡あるいは海空の連絡を密接にやつて、ただ航空幕僚長だけの責任でもなければ海上幕僚長だけの責任でもない、統合幕僚会議の議長が責任を負うべき問題であり、同時に長官自身も責任を負うべき問題であると思つておる。空

と海の連絡訓練ということでございますから、その間の海上の伝達に航空の末端に及んでいない。そういうものになるがある。そして、一步誤れば安保条約の発動にまで危険が及ぶという可能性を生ずる事件が起つておる。私は、中曾根長官は将来を期待される政治家であり、あなたにその将来を期待する野党の議員の一人として、この事件の責任の所在についてこそ、名長官として、その政治家としての判断を誤らないで、責任の所在をどうするか、そしてその責任の処置をどうするか。こういうことについて長官が、私の関与するところじゃない、末端の事件などといふ仰せられたのを聞いて、はなはだ残念に思つてございまして、かかる重大な事件が起つておる、四十日間無視して国民に知らされない、秘密外交のそしりを受けているこの問題の責任者として、長官、責任の所在とその処置についてお考えを承りたい、私は、特に長官自身がそのたるみの責任を負つていただくことによつて自衛隊は新しい態勢に入つてくれる、長官たる責任をすかつとおとりになることによつて、むしろ自衛隊の内部が一そう結束して優秀な自衛隊の指揮系統ができ、かかる事件を必ず未然に防止し得るりっぱな自衛隊になると思つてございしますが、私の考えが間違つておれば間違つておると申しさせていただきます。

○中曾根国務大臣 御意見はつつしんで拝聴いたしました。今後大いに参考にして深く戒めてまいりたいと思つております。こういうような過失を再び繰り返さないように自衛隊を引き締めまして、国民の皆さんの期待にこたえる自衛隊に成長発展させたいと思つております。

○受田委員 私の質問の責任の所在とその処置について、注意をしたという程度のお話でございますが、長官を含めての責任といふものは一体どうなるのか。末端の一兵がちよつと行進中にたいした影響力のない事件を起したという程度のもとは違つた、國の基本をゆさぶる大事件になつておる。だからこそ四十日も外交関係の努力もし、

秘密外交もやられて、国民の前にこれを知らしめなかつたわけですから、非常に重大な事件です。この事件のウエートの置き方を、大臣非常に軽く見られておるようでございますが、外交的に見て外務省だつて、竹内次官、あなたは四十日間これを隠して公にすることのできなかつたという事件は、外交の事件としては重大事件に入るか軽微な事件に入るか、あなたは政務次官として大臣にかわつて御答弁願います。

○竹内(黎)政府委員 私どもは今回のこの事件が決して軽微なものだとは思っておりません。ただ事実関係におきまして、私どもが行動を起こすに若干の時間を要したことは、いま御批判をいただいておりますが、それはある意味において、はごもつとも思ひますので、今後このような事件の処理にあたつては誤解のないようにしてまいりたいと思ひます。

○受田委員 これは非常に大事なところだからもう一べん外務省を追及したいのですが、このたびの事件は、外務省がこういう経緯をもつてかく落着した、こういう発表をすべき筋のものではないのか。防衛庁だけではなくして、外務省も一緒に発表すべき性質のものではないかと思ひますが、いかがですか。

○竹内(黎)政府委員 通常ですと、この場合は防衛庁も関係しておるわけですから、外務省、防衛庁一緒に発表という形態をとつております。

○受田委員 このたびの事件は、仰せのとおり両方が同時発表になつておるわけですか。

○久保政府委員 考えてみますると同時発表がよかつたと思ひますが、たしか私どものほうだけで発表したように思ひます。

○受田委員 事重大な外交問題なんです。そこに外務省が責任のある外交の役所として、こういう事件の処理についてはその陳謝並びに結果の発表をなさるべきである。責任がどつちにあるかという事になつてくれば、当然やつたことは防衛庁がやつたのであるが、外交の結果は外務省が発表すべきことである。同時発表のほうによかつたと

局長がいま仰せられたとおり、私がさつき申し上げたのは、今回の事件の引き延ばしは外務省に責任があるのか、防衛庁に責任があるのか、その理由はどこにあったかという冒頭の質問が、結論として局長によって双方の責任であるということ、つまり引き延ばしの責任は両方が負うべきであるという局長の答弁と了解してよいかどうか、竹内さん。

○竹内(警)政府委員 ただいま防衛庁のほうからお答えがございましたように、共同の発表が最も好ましい措置であったと思います。そういう意味におきまして、今回のこの事件について、わが外務省の行った行動におきましても遺憾な点があったことを率直に認め、今後はこの種のことのないように反省してまいりたいと思います。

○受田委員 私はもうそういうことで追及を避けますが、結果的に見てということではなくて、今後の外交は国民の協力を得なければ勝利は得られないのです。外交の勝利は国民の世論を盛り立てる。これを即時天下に防衛庁が発表し、外務省がソ連にいま陳謝を申し出ておる、こういう形を天下に宣言して、国民は悪かったなということ、それで国民の中に分裂するということや世論というものはあり得ぬことで、悪いことは率直にわびるという国民性を持つていくわけですから、そういうところに国民の支持を得るような外交を進めていくべきである。これが幸いこのような結果になったからよかったが、重大な結果でも起こって安保条約の発動などに及んで、アメリカまでこれに乗り出すような事件になるという、予測してはならぬようなことの可能性を生じている。いまそういうことは法律的にもともてあり得ぬのだという御弁明はないと私は思うのです。そういうことはあり得ぬと弁明ができれば御答弁願いたい。長官、これは法律論ですからあなたに明確な御答弁を願うことはむずかしいかもしれませんが、ちよつと関連することですからお尋ねしておきますが、今度の事件は公海の上で起こった事件だ。

ところが日米安保条約は日本の施政のもとにある領域において武力攻撃が加えられたときに共同行動をとると、こう書いてある。長官は制海権、制空権は公海のもとにおいても確保されなければならないという御意思でありますので、公海の上で起こった事件ということが、今後当然限定戦の立場においても、武力侵略ということに処する立場で行なわれる可能性があるわけです。そのときに公海の上で事件が発生した、たとえば今回のように、たまたま今回は演習であつたからよかったが、海上から艦艇が日本を侵略する、それを公海で迎撃するということに、領域の内部まで事件が及んでいない場合は日米安保条約の発動はない、つまり公海の段階では日本の自衛隊だけで単独でやるんだ、領域に入つて初めて日米安保条約の米軍の協力があるという解釈であるのかどうか。公海問題が長官に非常に重大な問題として考えられているだけに、今回の事件を契機にして、公海上で起こった侵略、それに対するわが国の攻撃的防衛、防衛的攻撃といふか、それはどちらでもいいが、公海まで出かけてやるわけですから、そういう意味で索敵して、敵の軍艦はおらぬか探り回るのが今度の演習の目的であつたといふ局長いわれておつたのです。目標艦はおらぬかと敵の軍艦をさがしていたら、ちよつとそこへいさか攻撃精神を、それやつつてくるといふ、いさか攻撃精神を發揮しろというパイロットの精神もあつたと思ひますが、やつつてくるといふこういう気持ち、そういう気持ちをわき立たせるという今度の演習目的といふことを聞き、敵を求めよという指示があつたと聞いたのです。おそろしい攻撃精神です。そういうことを私は考えていくときに、非常に危険な考え方が一つひそんでいるのは、公海の上で敵を求めてこれを処分するということは、領域の外の事件として起こつたものであつても日米安保条約の発動の対象になる問題になるかどうかをお答え願ひたいのです。

○中曾根国務大臣 いまの安保条約の解釈の問題は、私はよくきわめておりませんので、政府委員あるいは外務省からお聞き願ひれば幸いだと思います。

○久保政府委員 公海におきましてのわが艦艇あるいは商船に対する攻撃は、必ずしも日本に対する攻撃とは認められないだらうと思ひます。日本に対する直接攻撃があつたかどうかということ、やはりいろいろな条件を考慮して考えなければいけない、これは政府なり国防会議なりが御決定になることだと思ひます。したがって、単純に、たとえば潜水艦による攻撃があつた、あるいは機雷によるわが商船の接触があつたという場合にも、たとえば海上警備行動というのもありまゝ、防衛行動でない海上警備行動というのがあります。したがって、単純にそれといった事件がわが国に対する直接攻撃と認められるか認められないかはやはりその条件次第でありまして、一般的にいへばある一隻の船が攻撃されたからといって、わがほうはおそらくは直接の日本に対する攻撃があつたとは認めないであらうし、したがっていまして米國と協議して日米安保条約が発動するということではあるまいと思ひます。

なほ、公海における艦艇攻撃と申しますか、非常にアブノーマルなふうにお受け取りのようでありまゝですが、われわれのほうの艦艇に対する攻撃というの、あるいは索敵といふものは、日本に對する上陸作戦があつた場合に、日本に上陸した後にたたくよりは、日本に上陸する前にたたいたほうがいいのは理の当然であり、したがって、そういう日本の領土に接近して行く艦艇に對する攻撃をするということでもあります。したがって、先ほどの公海論争なんかその辺からおよその感じは出てくることであらうと思ひます。

○受田委員 領域に入つて領域に攻撃が加えられたときに、日米安保条約は発動するわけですね。そうちゃんと日米安保条約第五条に明記してある。公海の上で攻撃が加えられるというようないことはどこにも発見できない。そうすると、領域に攻撃が加えられない、まだ加えられていない、しかしいま加える目的をもって来ておるのを公海でたた

くのは、日米安保条約の領域の中における攻撃と同じに見ると解釈していいのですか。明確にしていだきたいのです。

○中曾根国務大臣 第五条では「日本國の施政の下にある領域における」というふうに書いてあります。その施政のもとにある領域という概念がどういふ概念であるか、これは条約局長なり法制局とよく打ち合わせて、そして的確な御答弁をしなければいかぬと思ひます。

○受田委員 私の質問時間がないようになっておるようですから、私、結論をもう一つお尋ねしておきたい。この問題はいづれ、四次防を中心とした防衛質問が近く展開されるわけでありまして、きょうはその誤認射撃事件だけに限定してお尋ねをもう一つしておきたいのです。

私はさつきちよつと触れましたが、海と空の合同射撃演習といふような関係になっておるようでございますが、海と空の自衛隊の協力関係、また陸を含んだという合同演習、そういう場合に、その統合幕僚會議あるいは二つの幕僚長たちの連絡調整、そういう機関は一体どういう場合にどういふふうに動いているのか、ただ連絡をするだけになっているのか、こういうことをやろうと思ふからよろしく頼むということになるのか。あるいは双方が入り込んでこういうことは命令下達を徹底してほしい、こういうときはこういう装備をしてほしい、そういう隊員の訓練上はこういうところへ注意してほしいとかいうような非常に細かいところまでやらなければ、陸海空三幕がばらばらになる危険があるのです。そうして、いまでも世間でいわれている、日本の航空自衛隊は、かつての陸上自衛隊あるいは陸軍機の塔乗者が責任者になっているのが多いといわれるほど、陸上航空自衛隊のような印象を与えておるとかいう批判も出るほど、海に對する認識が薄い。せつかく長官が海、空をねらつておられて新しい構想をお練りになっておつても、そういう陸海空の三つの特色を生かしながら三幕の性能を最も高度に發揮することが、しつづけがたい以上は、効果をあげる

ということとは非常にむずかしいと思うのです。統合幕僚会議の議長というものがあつて、今回でも、陸上は関与しないけれども、海空の二つの幕僚長と統合幕僚会議の議長とが相談してもいいわけです。そういうものを考えておかれて、長官自身の補佐役が大局を常に把握しておられるように、長官は末端の事件といえども、こういう事件は事外交に關するおそれがあるのですから、公海上の訓練といえは当然予想される事態があるのですから、そういうところに終始留意しておかねばいかぬ。そういう統合幕僚会議と各幕の連絡、合同訓練の性格、その間の指揮系統をどうするかという問題等を明白に示していただきたいし、それで私の時間が終わるわけです。

○久保政府委員 統合訓練計画は、統合幕僚会議が作成することになっております。したがっていまして、各幕僚部を統轄して調整するようにしております。さらにこの同じ統合訓練あるいは個別の訓練について、防衛局も所掌をいたしております。ただし今回のケースにつきましては、先ほど長官も申されましたように、地方隊レベル、つまり佐世保地方隊監部あるいは西部航空方面隊司令部といったような地方隊レベルのものにつきましては、一応、総隊あるいは自衛艦隊にまかせられる。あるいは地方隊監部といったようなものにまかせられておる。で、地方隊監部が二つにまたがれるような場合、そういう場合には幕僚長が指揮をし、当然長官の承認を受けてそういう訓練が行なわれるということ、私どもの従来の認識からすれば中規模もしくはそれ以下の訓練であつた。したがって内局あるいは統合幕僚会議、したがってまた長官のところには達しておらなかつたということでございますが、先ほどの御指摘もありますように、少なくとも統合幕僚会議なり私どものほうとの連絡關係をどうするかということとは、一つの課題として与えられたというふうに認識をいたしております。

○受田委員 おしまいです。長官、私、御注意だけ申し上げておいておしまいにしますが、先般

せっかくこういう事件が起つて、長官責任をお持ちの段階で、私の郷里の岩国へおいでになられて特定候補の応援をなさつた事態があるわけですが、これはやはり防衛庁長官という立場で非常に對外的に影響力があるの、地方の市長という選挙などで長官御自身が応援にお立ちになるというふうなことは、長官に好意を持てている市民は二分されるわけで、小型の市町村の選挙には防衛庁長官はお立ちにならぬほうがいいと思うのです。これは御注意しておきたい。

○天野委員 東中光雄君。

○東中委員 今度の事件が起つた訓練は、航空自衛隊が海上自衛隊と直接の連携をとらないで、素敵し対艦攻撃をやるといふことが、いま明らかにされたわけですが、その素敵、それから対艦攻撃訓練といふのが最近非常に激しくなつてきているといふことがいわれているわけですが、いつごろからこういう訓練が始められておるのか、また年次計画でやつておるといわれておるのか、どの程度やられておるのか、これを明らかにしていただきたい。

○久保政府委員 F86が装備されましたのが三十一一年であります。一応そのころからぼつと訓練が始められております。本格的になりましたのは三十七年に海空で協定をいたしまして、それ以降訓練が続けられておる。しかし、先ほど申し上げましたように、当初はF86の任務というものは主として陸上支援戦闘機といふところに任務があつたわけでありまして、加えて海上における艦船攻撃といふことも力を入れなければいけないといふことは、はっきりした年次はわかりませんが、ここ数年特にそういう意識のもとに訓練をしておるといふことであります。

○東中委員 海上での素敵、対艦攻撃ですから、これはまあ素敵とあわせて海上訓練であることは明らかなので、ここ数年とおっしゃるのです。が、今度の訓練の場合、素敵区域、これはあらかじめきめてやつておられると思うのですけれども、それはどういふふうにきまつておるのですか。

か。単に北九州海域というだけではどうかかわりませんから、どういふふうになつておるのですか。

○久保政府委員 北九州北方海域、主として壱岐及び対馬周辺ということになります。

○東中委員 日米共同声明が出されて、朝鮮半島を日本の生命線とみなすといふ一つの方向が出されておる。防衛白書でわが国及びその周辺の海域や空域における航空優勢、制海の確保につとめるということが出されておる。長官も何回も言われておることですが、対米従属の軍国主義復活や強化策の中で航空優勢、制海確保のための公海上における素敵、対艦攻撃訓練が強化されておる、こゝろいわざるを得ないのですけれども、その場合に防衛水域を一方的に設定する、こういう計画で進められておるといふこと、いまそういう訓練がやられておるのかおらないのか、この点を明らかにしていただきたい。

○久保政府委員 韓国が、李大統領のころに、そういう水域を設けたことがあります。理論的にはそういう考え方も成り立ち得ますけれども、いまのわれわれの防衛行動の訓練あるいは構想といふたようなものの中には載つておりません。つまり現在われわれはそういうことを考えてないといふことであります。

○東中委員 昭和四十三年海上自衛隊演習という名前の訓練が行なわれたと思うのですが、航空自衛隊、陸上自衛隊も加えて、山本啓三郎自衛艦隊司令官を統裁官にして、艦艇約八十隻、航空機七十機、兵員一万五千、非常に大規模な演習でありました。第一期の演習は、四十三年の九月二十七日午前零時から十月二日正午までやられておる。続いて第二期として、十月二日から十月十二日まで研究会がやられた。

この演習で、対馬海峡、津軽海峡をはじめ佐世保、関門西港、それから舞鶴、新潟港など、主要港湾の防護といふことで、北九州周辺海域を含めて日本海沿岸全域の海域にわたつて、艦艇の潜入、物件の搬入を阻止するといふことで防衛水域

を設定する。防衛水域について一定の海域から一切の艦船を締め出すかあるいは自衛隊の制圧下に置いておる。こういう制海確保といふことは、そういう訓練を現にやつておるようですね。けれども、いま訓練では、理論的には成り立つけれども、防衛水域といふことについてはやっていないようにおっしゃつたのですが、四十三年の海上自衛隊演習ではやつておるのじゃないですか。いろいろ論議をされて検討されているのじゃないですか。

○久保政府委員 いま申し上げましたように、防衛水域といふことは理論的には考えられます。防衛上はそのほうが便利であるように私も思います。しかし、われわれの防衛構想の中では、そういう考え方は取り上げておらない。訓練の中で便利であるためにそういう水域を設けてやるということはあるいはあるのかもしれませんが、私は、いまの訓練の想定を存しておりませんけれども、そういうことはあるかもしれませんが、防衛庁レベルで考えられている防衛構想の中にはそういう問題はない。しかも、この問題を取り上げるわけでは、これは国際的にもいろいろ問題があるわけでありまして、部隊側で考えているようにそゝ容易にできるものではないかというふうに思います。

○東中委員 いま理論的には成り立つ訓練の中ではあるいはやつておるのかも知れないと言われた防衛水域構想といふは、これはどういふものなんですか。

○久保政府委員 防衛行動のときに非常にむずかしいのは、たとえば潜水艦なら潜水艦といふものが、どこの国のものであるか、当然わからないわけでありまして、ところが、どこの国の潜水艦かわからない船からわが商船が攻撃を受けるというのとに對して、どうして区別をするかという問題がたいへんむずかしいわけでありまして、そこで、先ほど理論的には考えられると申し上げましたのは、特定の防衛水路を設けて、その中に入つてい

あらわれるわけではないので、ソ連のほうから来た、かりにソ連のFIRのコントロールでそこに来て、そこで引き返すということであれば、これは航跡が当然出ますから、そういう問題は無い。ところがその赤線の引っぱったところから日本のはうに入ってくるようになりますと、普通の民間機であれば、日本の東京FIRの範囲に入ってくるものであれば、これはフライトプランがあるからわかるということで、一応区分がつくわけでありますから問題は生じないと思えますし、現実にはそういった抗議その他の問題は生じておりません。

○東中委員 防衛識別圏の中へ入ってくる、しかし東京FIRに入らないという部分は、フライトプランは来ないわけですね。だから防衛識別圏を越して入ってくる飛行機はソ連のコントロール下においてあるわけです。そういう場合にスクランブルはかけるのですか、かけないのですか。

○久保政府委員 いま申し上げましたように、その赤線の引いてあるところに入って引き返すような航跡があれば、スクランブルはかからないわけでありまして。たまたま方向が日本のほうを向いており、それからフライトプランもなし、そしてその赤線に入っているということであればスクランブルはかかるかもしれません。しかし、もし日本のFIRに入ってくるものであれば、これはフライトプランがあるはずだし、ないものについてはスクランブルがかかる。これは当然である。フライトプランのないやつで日本に来るものは、あるいは国籍不明機で上空侵犯するかもしれないということで、スクランブルがかかります。もしその飛行機が途中で引き返せば引き揚げる、スクランブルの飛行機も途中で引き返すということで、問題はないと思えます。

○東中委員 本会議の時間が来ましたので質問をやめますが、いずれにしても、防衛水域を設定してその訓練をやっていく、そういう中で索敵、対艦攻撃というものが起こっている。それが最近非常に激化しているという中でこういう事件

が起こったので、自衛隊のあり方として、いまの防衛識別圏がFIRを越しているということも含めて、非常に危険な方向に向いているということを私たちは指摘し、事件が起こったときに、こういう演習をやらぬようにということを強く要請して質問を終わります。

○天野委員長 次回は、来たる二十七日火曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時一分散会

昭和四十六年四月三十日印刷

昭和四十六年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局